

令和5年第10回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日            令和5年12月4日 (月)

2. 招 集 の 場 所            坂町議会議場

3. 開 会 (開 議)            令和5年12月5日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1番 折 中        智 君 | 2番 岡 村 繁 範 君       |
| 3番 縫 部 逸 都 君      | 4番 池 脇 雅 彦 君       |
| 5番 向 田 清 一 君      | 6番 末 吉 克 巳 君       |
| 7番 安 竹        正 君 | 8番 光 岡 美 里 君       |
| 9番 中 川 ゆかり 君      | 10番 柚 木        喬 君 |
| 11番 奥 村 富士雄 君     | 12番 川 本 英 輔 君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |                |
|-------------|----------------|
| 町        長  | 吉 田 隆 行 君      |
| 副 町 長       | 村 上 明 雄 君      |
| 教 育 長       | 枝 廣 泰 知 君      |
| 技        監  | 錦 織 直 紀 君      |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君      |
| 総 務 部 長     | 車 地 孝 幸 君      |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君    |
| 教 育 次 長     | 坂 本 孝 博 君      |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君      |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本        保 君 |
| 税 務 住 民 課 長 | 河 野 宏 明 君      |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 産業建設課長     | 川上宏規君 |
| 都市計画課長     | 松谷展裕君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事    | 梅田勝平君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

日程第1 「一般質問」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。今日は定例会2日目、一般質問に入ります。

傍聴席の皆さん、ようこそおいでいただきました。横浜小学校の6年生の皆さん、今日は1組ということでございます。これから一般質問を議員の皆さんがいたします。一般質問とは、町民の皆さんの意見を聞いたり、あるいは、役場の仕事のことであり、

いろいろなことを全体にわたって議員の皆さんが質問をするということでございます。分からない部分もあろうかと思えますけど、それぞれが理解をしながら学習していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から15問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許しますが、質問の際には、要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

8番、光岡美里議員から「視覚障害者のための点字ブロックを庁舎内へ設置しては」について質問願います。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 「視覚障害者のための点字ブロックを庁舎内へ設置しては」の件についてお伺いします。

点字ブロックは正式名称を視覚障害者誘導用ブロックといい、視覚障害がある方を安全に誘導するためのもので、ブロックにある突起を足の裏や白杖で確認しながら進みます。この点字ブロックは移動の方向を示したり、段差などへの注意を促したりするため、視覚障害がある方が安心して安全に外出するためにはなくてはならないものです。

そこで、坂町役場の庁舎内においても、建物に入ってから各窓口やエレベーターまでの案内、階段などへ点字ブロックを設置してはいかがでしょうか。

また、町内の各町有施設におきましても、バリアフリー法など、誰もが使いやすい公共施設設置のための法的な施設基準が示される以前に建設されたものについては、点字ブロックが設置されていないことと思えます。全体的な見直しが必要ではないかと考えますが、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「視覚障害者のための点字ブロックを庁舎内へ設置しては」の件についてお答えをいたします。

公共施設内への点字ブロックの設置は、バリアフリー法や広島県福祉のまちづくり

条例などに設置の基準等が定められています。

また、坂町福祉のまちづくり計画及び坂町障害者計画においては、誰もが暮らしやすい生活環境の整備として、点字ブロックの設置等に努めるとしてあります。

御質問の各町有施設のバリアフリーに対する全体的な見直しについてでございますが、現在、町では視覚障害がある方など、支援が必要な方が施設に来られた際、職員の介助・誘導により、各種手続や様々な相談をお受けをするなど、それぞれの目的に合わせた丁寧な対応を行っているところでございます。

町といたしましては、支援を必要とする方の声をはじめ、様々な立場の方々の御意見を伺いながら、施設に対するソフト面・ハード面のバリアフリー化を検討してまいりたいと考えております。

今後もユニバーサルデザインの視点を持って、高齢者、障害者、乳幼児連れの方など、誰もが安全・安心に利用できる施設の維持管理に努めてまいりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 誰もが安全・安心に利用できる施設のために、ソフト面とハード面をバリアフリー化を検討しておられるという町の方向性はとても大切な視点だと感じながらお聞かせいただきました。

そこで、質問です。

先ほど、支援が必要な方が施設に来られた際は、職員が介助や誘導をして丁寧な対応をされているとお答えいただきました。これはどこまで来られた段階で、どのように気づいて、例えば視覚障害がある方が自ら手助けを求めておられるのか、それとも、お困りの様子を発見してお声がけするのか、庁舎入り口で気づくのかなど、具体的にどのような状況なのかをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） どのような状況かということでございます。

事例で申しますと、数年前にあった事例ではございますが、あるとき、役場の庁舎のほうに目の不自由な方が来られまして、自動ドアのところに入ったところでちょっと不安そうにされておりました。それを見まして、一番近い税務住民課の職員のほうがカウンターの中からその方のもとへ行きまして、どういった用件ですかというのをお聞きして、そのときは1階の民生課と2階の環境防災課、さらには3階の都市計画課

のほうに、ちょっとそれぞれフロアが違うところに用件があるということで行かれました。それで税務住民課の職員がまずは流動同行して、民生課のほうにお連れして、それで民生課の用件を済ませた後に、それは済んだんですが、また環境防災課は2階で、都市計画課は3階ということで、要請せにゃいけんことがありましたんで、そこは民生課のほうにそれぞれの担当が来て、説明して終わったというような事例がございます。そういったことで対応しているような状況でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 入り口でお困りのところを見かけられたということで、丁寧な対応をされている様子がよく分かりました。

続いての質問なのですが、であれば、例えば庁舎内へ入った入り口のところで音声案内を、例えばここは坂町役場入り口です、右に行けばこうこうですとか、トイレの前ではここは女性トイレ入り口ですとか、そういった音声案内が最近設置されているところをよくお見かけするのですが、そういった音声案内があれば、視覚障害がある方が自分の力で取り組めることも増えるのではないかと考えますが、設置の検討などはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 視覚障害者の方が外出した際には、役場等の公共施設で歩きやすいための工夫として点字ブロックとか、それとか音声案内等を設置するということがございます。これらの導入については、先ほど町長の答弁にもございましたように、支援を必要とする方の声をはじめ、様々な立場の方々の御意見を伺いながら、誰もが安全・安心に利用できる施設となるように、また御意見を聞きながら導入について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 様々な立場の方の声を聞いていかれるということで、期待していきたいと思っております。

続いて、今度は既存のサービスについてお伺いします。

視覚障害がある方々への公的なサービスは様々にありますが、坂町内においては、よく実際に利用されているサービスはどういったものがあって、どういった支援が求

められると分析しておられるのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 坂町内で利用されてる視覚障害者のサービスとしては、自立訓練というものや同行援護というものがございます。

自立訓練というのは、具体的には自立した日常生活や社会生活を送れるように、身体機能や生活能力を向上させることを目的として行う訓練でございます。これは専門的な機関で、点字や歩行の訓練を行うものでございます。

また、同行援護というのをさっき言いましたが、同行援護というのは、外出する際に、介助者が視覚の障害のある方に同行して外出をするものでございます。

そのほか、広島県立広島中央特別支援学校、元盲学校などでございますが、そこらのほうで子供から大人までの相談を、視覚障害者に関する受付を受け付けておりますので、民生課のほうからそちらのほうに御案内するというのもございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 自立訓練や同行援護が多いということで、視覚障害がある方々がサービスを主体的に活用しながら、自立した生活を組み立てておられる様子が伝わってまいりました。

そこで、最後に町長にお伺いします。

私はこの質問をするに当たって、町内外の視覚障害がある方々や関係者の方々にお話を伺ってまいりました。そこで聞かれたのが、やはり点字ブロックについて、あれは私らの命綱なんよというお声を何回か頂いております。やはり視覚障害がある方が自らサービスを購入して、自らの自立生活を組み立てていくというケースと、困ったときに親切で声をかけていただいて、親切で手を貸していただくという状況では、本人さんの自立度、満足度というものにすごく影響があるものではないかと考えます。視覚障害のある方々も、点字ブロックという命綱があれば、自らの力で行きたいところへたどり着いたり、やりたいことができるけれど、道具がない、設備がないと、選択肢がほかにならないために、頼らざるを得ないという状況もあろうかと考えます。

今後、保健福祉の総合相談窓口の設置も控えておられることと考えますので、例えば利用率の高い庁舎1階にだけでも設置をしていくなど、そういった検討は今後できないものでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 私の基本的な考え方が、地域密着、住民密着ということを行行政サービスの一丁目一番地において進めてきておるつもりでございます。

そういう中で、やはり障害のあられる方、あるいはほかの高齢者の皆さん、あるいはまた一般の住民の皆さんも含めて、庁舎に訪れてこられたときには、対面で案内、あるいは説明をする、それがやはり町民と役場のつながりにもつながってくるというふうに思うんですね。だからそういうことを第一前提にも考えるわけでありましてけれども、今、おっしゃったようなことも含めまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、町内の該当する団体とも、そこらを生の声をしっかり聞きまして、どうあるべきかということも検討していきたいというふうに思っております。

多機能型の障害者施設も、やはりそういう該当する皆さんと議論をしながら、また、議会でもいろいろ要望をいただきながら、それが根底で、もとの実現できることになったわけでありまして、同じような歩みをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 1 番折中 智議員から「横浜東一丁目付近の道路拡幅とインフラについて問う」の質問を願います。

折中議員。

○1 番（折中 智議員） 「横浜東一丁目付近の道路拡幅とインフラについて」お尋ねします。

横浜地区には、車両の通行が困難で、緊急車両の進入も難しく、直近でストレッチャーの進入に時間を要した事例が見受けられました。

また、豪雨の災害の際に水没の懸念、一方通行路の逆走車によるけが人が発生、また、先日、町長に横浜三部地区住民福祉協議会から横浜三部 2 号線、6 号線に加え、町道浜田中洲線、横浜三部 4 号線及び 5 号線などの拡幅の要望書が提出されております。これらの地域では早急に拡幅されることを望んでおり、改めてお尋ねします。

1 番、町道浜田中洲線の一方通行区間において逆走車が見受けられますが、道路の舗装に一方通行のペイントはできないでしょうか。

2 番、横浜三部 4 号線と 5 号線は近接しておりますが、同道路の両端以外に緊急車両のストレッチャーの通行可能な道路が存在しないため、5 号線のみの拡幅では 4 号線より北西側への恩恵がございませんので、4 号線の整備は改めてできないか、どう

でしょうか。

3番、町道浜田中洲線と横浜三部・二部の境界付近の海拔が低いので、水没が懸念される地域ではありますが、雨水排水について設備更新、新設の状況についてお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜東一丁目付近の道路拡幅とインフラについて問う」の件についてお答えをいたします。

横浜東一丁目地内にあります横浜三部2号線及び6・7・8号線の拡幅は、9月定例会でも申しましたとおり、横浜三部地区住民福祉協議会から強い要望を受け、避難路としての機能向上を目的として都市防災事業計画に位置づけ、事業を実施をしているところでございます。

御質問1点目の、町道浜田中洲線一方通行区間の逆走防止のための路面標示ができないのかについてでございますが、当該区間につきましては、交通規制を行っている海田警察により、午前6時から24時までの間は国道側から地蔵土手線に向っての一方通行となっており、終点部には進入禁止の標識が設置されていることから、警察といたしましては、道路への路面標示はできないとのことでございます。

また、町が路面標示を行うことにつきましても、交通規制を伴うものは道路管理者の権限ではできないこととなっております。

御質問2点目の、横浜三部5号線のみ拡幅では北西側の恩恵がないため、横浜三部4号線の整備はできないかについてでございますが、まずは横浜三部地区の道路整備計画について、地区住民福祉協議会と道路担当課の協議を行った上で、地域の実情把握や町全体の道路事情のバランスなどを考慮し、検討してまいります。狭小道路でのストレッチャーの円滑な通行の確保や、より安全な救護活動に配慮した対策につきましても、併せて検討してまいります。

御質問3点目の、町道浜田中洲線と横浜三部・二部地区付近の水没が懸念される地域において、雨水排水の設備更新、新設状況はどうかについてでございますが、まず、横浜ポンプ場におきましては、排水能力を向上するため、平成27年度に新たに大型ポンプを増設をいたしております。

また、現在、浸水対策事業といたしまして、横浜若竹こども園付近において排水路改良工事を行っており、今年度、完成をする予定となっております。

来年度におきましても、逐次、上流に向けて工事を進めていく計画といたしているところでございます。

また、横浜二部地区につきましても、横洲公園付近において、延長112メートルの排水路改良工事を今年度において発注をし、来年度の完成を目指して、現在、進めているところでございます。

今後も地域の方々が安全で安心して生活ができるよう努めてまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 前向きな回答をいただきまして、今後とも期待していきたいと思えます。

一方通行路についてなんですが、ペイントは難しいという回答が今ありましたが、でありましたら、地藏土手線と町道浜田中洲線の境界付近の理髪店付近から逆走があるというふうに、私、お聞きしております。標識の電飾とペイント以外で有効的な改善案を講じていただきたいんですが、その辺りについてお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

路面標示等以外の改善策ということでございますが、海田警察署等にも御相談をいたしておるところでございますが、現在、海田警察署におきましても、町におきましても、ちょっとそういった逆走という認識がまだございません。その辺りを警察のほうでパトロール等を行いながら、そういった実態を調査した上で、どういった対策が可能であるかということをお伺いしております。まずはパトロールを強化いたしまして、そういった逆走する車を防ぐということをしていただくようお願いしておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） パトロール等の対応という回答をいただきましたので、ちょっと前向きにお願いいたします。

横浜三部5号線についてなんですが、町道浜田中洲線の南側の元理髪店さん等、前向きに検討されている家等がありますので、その辺り、町当局担当課のほうに訪問される際は、一度、当方のほうへ連絡していただければ同行しますので、よろしくお願

いします。

次に、坂町第5次長期総合計画マスタープランの12ページのほうに、町の10年後の将来像のほうで生活道路の拡幅の必要性が記載されております。令和3年以降、横浜三部地区において道路拡幅がどれだけ進んだのか、10年後にどれだけ進めていくのかと、今の対応状況でどれだけ達成できるのか、町長にお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ちょっと細かい数字を、今、把握しておりませんので、担当課のほうから答弁させていただきます。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

横浜三部地区で現在進めております道路改良工事でございますが、現在、都市防災事業計画におきまして、310メートルを計画いたしております、そのうち、まだ用地を交渉しとる状況でございます、進捗としてはまだ至っておりません。

この計画が令和8年度までとなっております。今、用地の交渉をそれぞれの路線につきましてやっているとございまして、そちらを交渉を終えた後、進めてまいる予定でございますが、計画の最終であります令和8年度までには、そういった道路整備が完了するよう推進してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 最後にお尋ねします。

今まで私が担当課に道路拡幅等をお尋ねしておりますが、負担が大きいとちょっと、私、感じましたので、改めて担当課に道路拡幅の主担当を設け、情報を把握する部署の設置が必要であると感じます。

そこで、担当課長でなくとも、専任でもなく、兼任でよいので、道路拡幅専門の窓口を設置していただきたいのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういう考え方もあろうかと思えますけれども、先般も横浜三部地区の住民福祉協議会から要望をお受けした折にも、少し話をさせていただきましたけれども、横浜三部地区内の道路拡幅の要望について、いろいろな箇所が出てくるわけでございます。そのことにつきまして、横浜三部地区住民協さんと坂町役場の産業

建設課、担当課のほうでしっかり協議をしながら、地域の皆さんにもそのことをしっかり分かって、理解をしていただいて、そして拡幅の際には協力をしていただけるようなやっぱり環境をつくっていくことが近道だと私は思っております。

今回も整備をするに当たりまして、やはり町が分からないうちに、一方では土地を持っておられる方も承知してなかったのではないかと思いますけども、そのまま不動産会社に売買されて、それが二転三転とするような過程の中で、いろいろ町として道路確幅のために必要な部分を提供していただくためのやはり時間、ロスがすごくあったような気がしておりますんで、1人ではなく、やはり行政の所管の課と地域住民協とが一体となって、地域の道路をこのように拡幅したい、そういうことで用地を持っておられる方には、売買をされるときには、まず行政と話を進めてもらいたいというような環境をつくっていくことが、逆に早い整備につながってくるんじゃないかというふうに思っておりますので、これもこの前、提案をさせていただきましたけれども、そういうこともひとつ議員さんにも考えていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 9番中川ゆかり議員から「自治体D Xの推進は」について質問願います。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 「自治体D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進は」の件についてお伺いします。

コロナ禍により、今まで以上にリモートワークが求められるようになり、多くの人々が注目するようになった要因の一つとも言えるIT化、デジタル化の浸透によって、人々の生活はより利便性の高いものに変化してきましたが、さらに業務や行政サービス等の効率性が高まることが期待されるDX化の整備が欠かせない状況ではないでしょうか。

坂町では先駆けて小中学校のICT化を行い、電子申請やキャッシュレス納付システム、公共施設予約システム等が整備されています。中でも「スマホ何でもサポート号」による移動型スマホ教室の開催は、町民の身近に出向く形の町内4か所で行われ、スマホ操作を学びたい意欲のある参加者の8割が70歳以上と高齢者にニーズがあり、喜ばれたと聞いております。協力企業の下、行われていることですが、誰一人取り残すことのない寄り添う施策としては、これからも継続できる施策であってほしいと思

います。

情報政策監が設置されて3年目です。今後、坂町の自治体DXをどのように推進されるのか、町の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進は」の件についてお答えをいたします。

令和2年12月、国においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示されました。

こうした中、本町では令和3年4月に情報政策監のポストを新設し、デジタル技術を活用した様々な地域課題や行政課題の効率的な解決に取り組んでまいりました。

令和3年10月には坂町DX推進計画を策定し、「高齢者等を取り残さない、デジタルとアナログの共生社会」の実現を基本姿勢に、坂町ならではの「人に優しいデジタル化」の取組を進めています。

具体的には、令和4年度に本町の施策や取組を町内外の皆様に迅速にお知らせをする新たな情報発信手段として、坂町公式LINEを開設をいたしました。

また、河川の氾濫による災害から命を守る河川監視カメラの設置、町民センターをはじめとする町内12か所の公共施設のオンライン予約システムの導入、住民票の写しなど各種証明書の取得が可能な電子申請サービスの開始、手数料のキャッシュレス納付、さらには、町内4校の小中学校に通う児童生徒の欠席連絡をLINEで行うことができる仕組みの構築を進めてまいりました。これらの手続は全て坂町公式LINEの基本メニューに集約し、スマートフォンから簡単に手続を行うことが可能となっています。

一方、高齢者などデジタル技術に不慣れな方にデジタルの利便性を実感していただくため、携帯電話事業者の御協力の下、ワンボックス車両を活用した移動型スマホ教室を町内4か所で開催し、高齢者の方を中心に、32日間で延べ165名の方に御参加をいただき、御好評をいただいたところでございます。

御質問の、今後、坂町の自治体DXをどのように推進されるのかについてでございますが、令和7年度までに国が示す標準化基準に準拠した自治体情報システム及びガ

バメント・クラウドへの移行を確実に実施するとともに、住民との接点である役場窓口の改革として、手続をされる住民の方に「書かせない」、「待たせない」、「迷わせない」、「行かせない」を四つの視点とした「書かないワンストップ窓口」の実現、ペーパーレス化により意思決定の迅速化を図る電子決裁システムの導入や会議運営の効率化等に取り組んでまいります。

このように、デジタルの活用により住民利便性の向上や業務の効率化が見込まれる分野には積極的に情報通信技術を導入するとともに、デジタルでは十分な解決が見込まれない相談業務や職員が担うべき地域振興策などの企画立案分野には、必要な人的資源を振り向けてまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） デジタル化が進むところで、答弁に職員が担うべき地域振興策などの企画立案分野においては必要な人的資源を振り向けるというところがありました。そこだけでなく、今まで以上に町民に喜んでもらえる、寄り添う対応の向上も期待しております。忘れてはいけないことだと思います。

質問に入ります。デジタル化に機動的に対応するには必要性を理解し、積極的に取り組む共通意識が必要ですが、職員の意識向上やスキルアップなどの取組は行われているのでしょうか。行われているのであれば、詳しくお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 鳴川情報政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃったように、確かにデジタル導入ありきではいけないと思っております。町民の方がやっぱり利便性を感じる、あるいは幸福感を感じていただく、そういったデータ技術の導入を進めてまいりたいと思っております。

その上で、御質問いただきましたスキルアップの取組、あるいは意識の向上の取組ですけれども、DXの推進と申しますのは、情報通信部門だけが率先してこれやろうと思ってもなかなか難しいものでございます。やはり職員全体がデジタルを活用して課題を解決したり、あるいは地域でお困りの方をデジタルを導入することによってお助けしたり、いろんなことが期待できるということであろうかとも思います。

そういった意味で、職員全体を対象としたまずは研修ということで、広島県が今年度から実施しております「みんなのDX研修」というのがございます。これを初めて

今年度から管理職を含めて全体に受講していただいて、まずDXとはどういうものかということから理解することから始めて、将来的にはそれをステップアップとしまして、例えば国家試験のようなもの、情報通信を扱う上での例えばITパスポート試験といった、少し技術系以外の方も勉強すればできるような試験もごございますので、そういったものを若手の職員に取らせるとか、そういったところも、今後、発展として取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 職員、管理職ですかね、研修を行われていることは理解しました。しかし、管理職だけでなく、全職員で研修を行うような方向で進めていただければと思います。職員1人も取り残さないという形を取っていただきたいというふうに思います。

DXの推進に当たっては、行政における横断的な組織の推進体制の整備が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○情報政策監（鳴川雅彦君） 少し訂正させてください。先ほど管理職対象というふうに申し上げたかもしれませんが、これは申し訳ございません、全職員対象にやっております。管理職だけではなくて、全職員対象に研修をさせていただいております。訂正させていただきます。

御質問の、今、頂きました横断的な組織体制がやっぱり必要ではないかということで、私が先ほど冒頭に申しましたとおり、情報通信部門だけでは、DXといっても、なかなか導入するというのは原課の、保健福祉であれば民生課あるいは保健健康課、いろんな様々な証明書の取得であれば税務住民課とか、河川監視カメラであれば環境防災課と多岐にわたっておりますので、そういったところの職員自体がやっぱりデジタルを使って何らかの課題を解決し、自らの業務を人が少ない中で効率化を図っていくとすれば、そういったやっぱり認識は日頃から持っていないとなかなか難しいということで、これまで情報政策監、私のほうがつきまして、町長とも御相談しながら様々なDXを導入してきたわけですが、これからはさらにボトムアップということで、課題は現場にあるということで、下のほうから実態に即していろんな問題を出していただいて課題を解決すると。その受け皿としまして、この11月から坂町D

X推進委員会というのを新たに立ち上げました。これは、私、情報政策監を筆頭に、各課、室、局長を推進委員として任命しまして、さらにその下に具体的な問題を取り上げるワーキンググループとして各課から1名程度の職員を出していただいて、実際にどういった課題があるのか、そういったことをまずはピックアップして、そこにDXが導入が可能なのかどうか、そういった可否の検討をする具体的な組織を横断的なものとして立ち上げたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、情報政策監のほうが鋭意これを前進するために取り組んでもらっておりますけども、やはりDXはトランスフォーメーションの部分がすごく大切なんですよね。いわゆる直訳すれば改革、変革、変化ということでありまして、これを活用して、いかに行政課題を合理的に解決をしていくかという意識が私を含め全職員に必要なになってくると思いますので、ここをしっかりとマスターしてもらおうことが大切なんだというふうに思っておりますので、この部分も、今、説明しましたけども、トランスフォーメーションが間違いなく大切なわけでありまして、ここをしっかりとやっていかなければならないという強い思いを持っておりますので、ちょっと付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 政策監と町長から答弁いただきまして、よく理解しました。Xの部分が大事だということは、今、デジタル、デジタル、デジタル化というふうに私も申しておりますが、DX化と言いたいところなんですけど、デジタル化のほうがいやすいかなと、聞きやすいかなという意味でデジタル化というふうに申し上げております。11月から推進委員会が発足されたということで、行政一丸となって取組に期待をしたいと思っております。

行政サービスのオンライン化等、小中学校のICT化が加速していることはすごく素晴らしいことだと自慢に思っております。ですが、議会が取り残されている感を少し感じております。議会のほうでも平成27年にタブレット端末の活用先進地である岐阜県の坂祝町に視察に行くなど、早くから関心を持っておりました。令和4年には、全員協議会において、タブレット導入についての賛同を得て、11月には、さきに導入されている姉妹町の川本町に研修に行くなどの活動をしてきました。本年度から議会案内や各委員会連絡等をLINEで行うなどの取組も行っております。

しかしながら、タブレット端末を活用するメリットとして、ペーパーレスに環境問題であるとか費用対効果を考えても、議会だけがタブレット導入を行うよりも、行政と同時進行のほうが環境整備も含めた費用対効果も期待できると思います。予算が必要になることですが、時代の流れや効率等を考えると、いずれは決断しなければならないときが来ると予想されます。

これまでD Xを推進する上で、議会と行政とのタブレット端末導入の施策は考えられなかったのでしょうか。導入してはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） その方面も、今、いろいろ検討はいたしております。私も実際にタブレット、i P h o n eを、今、使わせてもらっておりまして、毎日、頭が痛いんですけども、総務課のほうからも、先般も一般質問が出ました、全てではないですけど、私のほうへ送信してきまして、東京でそれをちょっとちらちらと見たりすることもあるんですけども、全体的にはそういうことも考えていかなければならないというふうに思っておりますし、また、議会の皆様におきまして、議会全体でそういう機運が高まり、醸成されて、そういう中で導入しようということになれば、行政のほうも同時に併せてできれば、一体的に進めていければという思いは持っております。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 議会の高まりもすごい重要なことだと思います。そのために研修等を行いましたし、皆さん、その意識は持っておられると思います。

議会は町民の代表として議員になっているわけですから、やはり一步前を行きたいという気持ちは皆さんおありだと思います。そうしなければならないと思います。そういう意味でも、タブレット導入というのは、私たちも勉強しながら、予算も確保しなければならないし、勉強もしなければならないと思いますけど、それは議員としての務めだというふうに私自身は考えておりますので、ぜひ導入を進めていただきたいと思います。もう一度、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それはしっかり念頭には置いておりますし、そういう話も情報政策監ともいろいろ協議をいたしております。

ただ、行政のほうだけが先行してやるのではなく、やはり予算も伴うものでありま

すので、行政も議会も一体的にそういう処理をしていくんだという、そういう思いになっていかなければいけないんだと思うんですよ。そういうことで、行政のほうは準備はいたしておるつもりでありますんで、同時にタブレットを導入できればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時とさせていただきます。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「循環バスと高齢者対応について」質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「循環バスと高齢者対応について」伺います。

循環バス運行は高齢者にとって利便性のあるものであってほしいが、過去質問とダブルケースがあると思いますが、今までの方針の確認をさせていただきたい。

1点目、循環バスについては、町長は常に受益者負担と言われ、乗る人はチケットを買って乗ることを方針として掲げておられます。高齢者の対応は、町民が何歳になっても有料化を押し通すのかをお聞きします。

2点目、高齢者福祉の観点においては、バスの採算は度外視し、税金持ち出しは財政負担は当然であると思うが、どこまで容認するのか見解を伺います。

3点目、現状の運行形態において、現状施策の12月末までの土曜日運行を3月末まで延長することや、来年度4月以降は土日祝日運行はどうかなど、方針をお聞きしたいが、いかがお考えでしょうか。

4点目、循環バスの大型化により、道路狭隘を理由とされるが、空白地帯の対応を含め、高齢者への将来的な運行形態をどのように考えられておられるかを伺います。

なお、机の上に置かせてもらったんですが、最新情報として、これは12月3日付の新聞がございましたので、参考にしてください。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「循環バスと高齢者対応について伺う」の件についてお答えをいたします。

まず、1点目及び2点目の質問につきましてお答えをいたします。

循環バスにつきましては、町民にとって必要不可欠な移動手段であり、将来にわたって安定的にサービスを提供していけるよう、坂町では他の自治体が行っている運行委託とは異なり、直営でしっかりと行政が関わるとともに、利用しやすい料金を設定しているところでございます。

また、バス事業の運営に当たりましては、サービス提供に係るコストを常に意識をしながら、「住民みんなで守っていく」ということが大切でありますので、バスを利用される皆さん全員に応分の負担をお願いをしているところでございます。

なお、赤字補填額につきましては、幾らまでといった金額の上限数値は特に定めてはおりません。

昨今の燃料費、資材費などの高止まり、今後の高齢者数の増加など、経営環境は厳しくなることから、町の財政負担も増えてくるものと想定をいたしております。

行政といたしましても、コスト増の抑制や財政負担など、できる限りの努力はしていく所存でございますが、繰り返しになりますけれども、行政だけが支えるということではなく、利用者を含め「住民みんなで支えていく」ということが、将来にわたってバス事業を守っていくことにつながるというふうに考えております。

3点目の質問につきましてお答えをいたします。

現在行っております土曜日の試行運行につきましては、当初より7月から12月末までの期間としておりますので、一旦、12月で試行運行は終了し、試行期間中の利用状況や収支状況の結果を踏まえ、坂町循環バス検討委員会や坂町公共交通会議に諮問をいたしまして、今後の運行形態を進めてまいりたいと考えております。

4点目の質問につきましてお答えをいたします。

地域の公共交通の在り方につきましては、現在、国や県などで新たな仕組みや制度を検討していることを踏まえ、循環バスに限らず、坂町に合った交通手段や交通形態が今後も必要と考えておりますので、引き続き、国や県の動向も見ながら協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお答えをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 1点目なんですけど、どうも高齢者にとって、いわゆる受益者負担、高齢者福祉の件も含めてどうもなじめない感じがあるんですね。

それで私らが思うのに、例えば75歳以上の高齢者に対して無料パス券、バス券を出すことは、町長、考えてないですか。そういうようなことはお考えに全くないですか、ちょっと確認します。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 現状では、将来的な推計等も考えますと、言われることはよく分かるんですよ、無料にこしたことはないわけですから。だけど、将来のことを考えた折に、いつも私は申しておるんですけども、この循環バスはいろいろな方が利用されるわけでありまして、交通弱者の方も含めてですね。それをみんなでやはり守っていくんだと、それが全て税金を投入ありきということではなしに、みんなで少しずつでも負担をしながら守っていくんだという考えが第一義でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いろいろと厳しいいうか、厳しい判断であると思うんですけども、次に財政負担、町の持ち出しについて、具体的な数字はちょっと提示いただかなかったんで、これも町長にいわゆる総枠論議でお聞きするんですけど、たしか4年度実績で1,600万円ぐらいの持ち出しがありますよね、町の財政負担。それで、それを令和5年度、4年度の実績に引き当てて、土曜日運行が始まったら、あれがたしか400万円増の2千万円ぐらいじゃないですか。2千万円ぐらいの財政負担になるよいうのは大体分かったんですよ。

それで、今回、日曜日運行とかなんかもコメントいただいてないんですけど、その辺のサービスが進んだら、大体思うのにですよ、勝手に思うのに、2,500万円ぐらいが上限じゃないかなと私は勝手に思うんですけど、例えば、町長、これ、次のステップでバスの方針を出すのに、やはり財政負担をどの程度にして、細かくやれやとかいう担当のほうに指示をする必要があると思うんですよ。ここの金額いうのはやっぱり出ないもんなんですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まだ試行運行中でございますので、12月末を終了して、集計

をして、整理をしていかないと、皆さんに公表できる数字は出てこないと思うんですよ。そういうことでございます。そういうことで、あとは担当課長のほうから、もし必要があれば、答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） 今の想定赤字の質問でございますが、今年度、担当課といたしまして、見積りといいますか、想定をしております。今年度平日の赤字額につきましては、およそ2,100万円ぐらいが赤字になろうかと考えておるところでございます。

また、これも12月終わってからの集計があつてからのことでございますけれど、来年度、もし土曜日を運行した場合、そこから土曜日だけで280万から290万円程度の赤字が増えると思っております。また、土日祝日を運行いたしますと、平日の運行プラス650万円程度が赤字になると想定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いろいろとシミュレーションしたりするというのがある程度できると思うんですよ。だから財政負担が膨らむほど、なかなか、その中でやれという形の町長の方針で一番ええと思うんで、概算金額が幾らですかねという質問をさせてもらったんですね。それは答弁ではバス検討委員会や公共交通会議に諮問するということだったけども、その人らも私らもどのように考えてええか分からんけん、財政負担、町の持ち出し何ぼですかというて聞いたわけですよ。

それで、それを基に、例えば最大2,500万円とか2,600万円とかいうような概算シミュレーションになると思うんですけども、その分を将来的にどのように運行するかということが、ちょっといろいろとそういう議論がやっぱり始まらなきゃいけないと思うんですよ。どういうふうに転ぶか分からんじゃなくて、この金額だったらもうやらんよ、こうせえ、ああせえいう形になろうかと思うんですけども、実は今までこういう議論はしたことがあるんですかね。外注化いうか、直営じゃなくて、例えば直営をやめて、運転手つきの10人乗りワンボックスカー、例えば2台とか3台とかいうふうなもので運行したりすれば、意外と固定経費を抑えて、例えば私が思うのには30分単位のバスの、いわゆる本当の巡回バス運行ができたり、空白地帯を埋めたりするようなこともできるし、そうなったらチケットが今度は売上げが上がったり

いうことも想定ができるんですよ。だから、外注化についてはどのようにお考えかというの、ちょっと基本的な方針で聞きたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

今、おっしゃられた外注化でございますが、もし事業者に外注した場合、今、考えておるのは事務費等が増えてくる、また、民間事業者に委託するということになれば、民間事業者の方々、会社が利益を上げなければならない。その部分も補填、もしくは、そこまでのものも見てあげなければ外注はできないと思っております。要は今の町が直営でやっている金額と外注した金額、そこを比較した場合、今の町がやっている事業プラスアルファのもので外注しなければ、受注者は多分請け負わないと考えておりますので、担当課といたしましては、今の現状のままで、直接町民の意見をダイレクトに反映できるような体制を取っていきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 利益を上げるのは外注さんの見積書に、いわゆる提案書の中に入ってくる話でして、例えば1台1千万円とか一千何ぼとかいうような形があって、その中に利益が盛られてくるわけですから、そこまで考える必要はないんじゃないかと思うんですね。

例えば私らが思うのには、バスを小型化するというのは外注ならではの方針だし、その範囲で、例えば極端に言いまして、10人乗りだったら上条トンネルを通れるんかの、あの辺のあれとか空白地帯があるじゃないですか。駅前のほうの流れも欲しいなというような意見もいっぱい聞くんですよ。だから巡回をかなり多く小刻みにしていただくような、外注からの、業者さんからの提案もいっぱいあるんじゃないかと思うんですよ。だから基本的には町民のためのバスということで、今のバスはどうするんかというまた議論がありますけど、意外と外注化にした場合に、固定経費が抑えられて、循環的なバスができるんじゃないかということで、私、今、ちょっと一言申し上げたんですが、その辺、どんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 固定経費云々ということがございますけども、民間事業者その

ものがマンパワー不足もございますので、今の時点でそういう対応をした場合には、恐らくこれまでの5年前、10年前の契約価格とはかなりの格差が出てくるんだろうと思います。

加えて、それを町の行政のほうが発注するのに少しでも圧縮しようとするれば、必ず利用者の料金に跳ね返ってくるわけですよね。そうすると、いろいろな逆にトラブルの要素になるんじゃないかと思います。今、何とか行政のほうでも運転手を確保するのが大変なんでありますけれども、応募してこられる方が、行政のために、町民のためになるんならということで、何とか、今、運転手の確保もできておるような状況でもございますし、総合的に今の状況を考えたときに、決して議員が言われることは、私は町民の負担全体にとりましてプラスなことではないんじゃないかというふうな思いを持っておりますし、他の自治体でも民間に委託をした自治体では、受けた事業者が運転手の方がなかなか確保できないということで辞退されるとかというようなことも漏れ聞くところでもありますし、そこらは全体的なことをやはり勘案をして、ぜひともお考えをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 最後の質問させてください。

急遽、資料、このデマンド相乗りタクシーの実証運行ということで配らせてもらったのが、今回の提案に同じような形になるものですから、配らせていただいたんですが、もともと入り口、デマンド交通システムというものがあるんですね。これは相乗りタクシー方式がほとんどなんですけど、デマンド交通システムというのが、今、新聞を見ても話題が多いんですね。地域交通の空白解消と充実のためにデマンド交通システムを導入する自治体が多いと。例えば最近の新聞情報では、県内では庄原市、呉市の下蒲刈とか、東広島とか、三原市の本郷とか、町などで試行運転なり実施している町とされてるんですね。デマンド交通システムですね、基本的な。定義はないんですけども、新聞情報ではそういうようなことがうたわれてます。それをバス会社やタクシー会社に委託するもので、普通車のタクシーやジャンボタクシーで運行して、ほとんどが相乗りタクシーであると。予約制で自宅まで送り迎えするもの、フリー乗降するものもあります。インターネットを使った予約や車両運行も実施しています。運賃は1人300円から400円程度であると。まさにタクシーの代替として高齢者をはじ

めとする利用者にありがたられているということと聞いております。

それで、今、新聞の情報ですけども、つい、これ、12月3日に最新情報で出てきた情報なんですけど、この中でポイントというのが、ほとんど、今、申し上げたことが大体ここに書いてあるんですが、一番下の中段ぐらいに国交省のプロジェクトに採択されたいうてあるんですね。地元のタクシーやバスの事業者と行政などでつくる協議会があって、運行開始したということで、民間と一体となってやっっているということで、かなりそこに外出が増えたとか、通院が助かったとかいう、好評だということが鳥取市の場合、あるんですが、これはデマンド交通の最新の情報ですけど、坂町循環バスにもこれがやっぱり理想的な形じゃないかと思うんですが、このことについての、町長、意見を、将来、そういうようなことはやっぱりあり得るよねというようなことならば、そういうような見解でいいんですが、御意見いただいたらええと思うんですよね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） このデマンドの相乗りタクシーの実証実験でございますけども、鳥取市さんがやられておるのを承知をいたしておりますが、ただ、これも地域性がいろいろあると思うんですよね。これはたしか4キロ、2キロの範囲を運行する実証実験だろうと思うんです。それでまた料金も1回が400円とかいうようなことになっておりますし、それから1か月で乗り放題でパス券で5千円とかいうことにもなっておるようでありますが、やはりそこらの状況も、鳥取市さんでやるのであれば、鳥取市さんのしっかり情報収集をしていかなければならない。例えば道路の幅員の問題もございまして、いろいろなことがあろうかと思っておりますので、ここで軽々にほいじゃあこうだああだということは今の時点では申すことができないというふうに思っておりますし、もう一点、鳥取市のほうにはそういう運行会社、バスとかタクシー会社があるわけでありまして。坂町にはそういう事業者がいないわけですよね。そういうこともやはり背景の中で考えていかなければならないんじゃないかというふうな受け止めもいたしております。

先般も、たしか議員の質問のときだったと思いますけども、逆に道路の狭隘な部分につきましては、ボランティア運送とか、いわゆる住民で協力をしながら、そういう交通弱者の方を病院に搬送していただいたり、あるいはまた買物に行っていたりというようなことを醸成させていくことも必要なかなと思っております。

私がある地域で、私の地域なんですけども、そういう方がおられて、軽自動車で3人まで乗れるもんですから、地域の交通弱者の方を乗せて、1週間に1回ぐらい行くんだらうと思うんですけど、病院に行ったり、買物に行ったりするような方も現におられるわけでありまして、そういうことを考えたりとか、あるいはまた、国のほうで、今、ライドシェアいうのを考えておられます。これは白タクでございます。そういうふうなことも国のほうでもしそれが実現するようなことになれば、逆にうちの坂町全体の交通体系を考えたときに、そういう白タクも活用するようなことも選択肢の一つじゃないかというふうに思っております。これもしかし皆さんといろいろ議論をしながら進めていかなければならないと思っております。私が勝手にああするこうするということになると、やはり皆さんの税金を投入するわけでありまして、勝手なことはできないわけでありまして、しっかり皆さんと協議をしながら、今後、あるべき姿を求めていく、現状では今の循環バス事業を維持していくということで進めていければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 2番岡村繁範議員から「坂町観光課を設置し、町自らが収益を図り地域課題の解決を目指す」について質問願います。

岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 「坂町観光課を設置し、町自らが収益を図り地域課題の解決を目指す」の件について。

現在、坂町観光資源の柱となっていくベイサイドビーチ坂のインフラ整備も進む中、坂町第5次長期総合計画策定方針の基本構想第3章、施策の柱6の「産業活性化・観光振興による活気あるまちづくり」の観点から、坂町観光課の設置を急務とし、加えて、国や県の補助金のみならず、観光資源事業を柱に自治体自らが稼ぐことへ積極的に取り組んでいただきたい。

これに伴い、1、地域住民が主体となる6次産業までを行う特産品の開発、加工、販売までの支援。

2、特産品及びふるさと納税の増益を図るための施策。

3、ベイサイドビーチ坂を拠点としていくに当たり、民間及び地域団体との連携体制について。

これら三つの施策について、現状、町として推進している事業及び坂町観光課を設置した場合の執行部としての課題や懸念点などがあればお聞かせ願いたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町観光課を設置し、町自らが収益を図り地域課題の解決を目指す」の件についてお答えをいたします。

本町を代表する観光施設であるベイサイドビーチ坂は本年4月に物販飲食施設をオープンし、連日、町内外から多くの方が訪れ、これまで以上ににぎわいを見せております。

また、特産品につきましても、飲食施設において販売するなど、にぎわい創出及び観光資源の活用に向け、第一歩を踏み出したところでございます。

御質問1点目の、地域住民が主体となる6次産業までを行う特産品の開発、加工、販売までの支援についてでございますが、本年11月20日から来年度末までにおいて、本町における地域特産品のブランドの統一化を図るため、町のマスコットキャラクターや観光地、地元の産物を活用した町の産業やPRにつながる商品開発等を行った事業者に対し、坂町ブランド力強化促進事業により補助金の支援を行うこととしております。

御質問2点目の、特産品及びふるさと納税での増益を図る施策についてでございますが、坂町ブランド力強化促進事業により開発された特産品を多くの方に愛される本町のお土産品としてふるさと納税の返礼品に活用し、PRや販路拡大を図ることで、増益につながるものと考えております。

御質問3点目の、ベイサイドビーチ坂を拠点とするための民間及び地域団体との連携体制についてでございますが、民間企業につきましては、ビーチの清掃活動の中で、プラスチックごみを再利用した取組や砂浜に支障となる石の撤去作業など、年間を通じて御協力をいただいているところでございます。

また、ベイサイドビーチ坂は平成24年8月に「みなとオアシス」として本登録され、運営については広島安芸商工会坂支所に行っていただき、各種ビーチスポーツ団体や移動販売事業者等の参加により、地域住民や観光客が気軽に交流する憩いの場としてにぎわいを創出しております。

本年4月には、ベイサイドビーチ坂を観光の拠点とするために整備した物販施設にモンベルが出店され、現在はカヤック体験会やレンタサイクルに取り組んでいただいておりますが、背後の遊歩道を活用したトレッキングも計画をいただいております。

こうした中、民間企業や地域団体との深いつながりがある広島安芸商工会坂支所にみなとオアシスの運営を通じ、率先してベイサイドビーチ坂の活用に御尽力をいただき、年間を通じたにぎわいの創出に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

町といたしましても、広島安芸商工会や坂町漁業協同組合、各地区住民福祉協議会などとさらなる連携の強化を図っていき、交流人口、関係人口の増加に向け、より一層のにぎわい創出に向け、共に取り組んでまいりたいと考えております。

観光、地域振興施策の推進につきましては、現在、商工観光、特産品は産業建設課、町の魅力発信は企画財政課、文化、スポーツは生涯学習課が担当し、関係各課が連携して取り組んでいるところでございます。

今後、さらなる観光資源としての魅力を向上させ、情報発信していくことが必要であることから、産業建設課が所管する観光振興施策と企画財政課が関わる地域振興施策を担当する組織体制の在り方について、現在、検討をいたしているところでございます。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） それでは、質問です。

まず、一つ目の坂町ブランド強化促進事業については、民間及び住民主導を支援する本促進事業は大変よい試みだと思えます。

そこで質問ですが、本事業において執行部が現状、今、考えている、これに指針または最終目標等があればちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

11月20日から公募をいたしておりますが、ブランド力強化促進事業でございますが、現在、予算的には10件ほどの提案をお待ちしているところでございまして、今のところは応募はまだございませんが、こちらの町の産物、あるいは町にゆかりのあるもの、マスコットキャラクターを含めた、そういった町の宣伝になる、PRになる、そういった商品開発に係る経費について補助をいたすものでございまして、こちらを民間の事業者さんが取り組んでいただきまして、さらなる町の特産品として、将来にわたってアピールできるよう、この事業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 1件に対して最大50万円、2分の1補助ですよね、こちらが始まっているとは思いますが、中小企業庁でもあるんですけど、補助金というのは単なる金銭の支援ではなく、言い方を変えれば、投資という位置づけもあるかと思えます。事業を促進させ、事業収益からなる、例えば住民税の増収などにより、投資回収していくという考え方も一つ大事だと思うんですけど、町としては伴走型支援体制を採択された事業者に対しては取っていただき、町長自らがトップセールスと、ふるさと納税とかでまた認定された場合は、町長自らがトップセールスを行っていただきたいとは思いますが。吉田町長にはその力があると私も安心しております。

またちょっと別件で、最近ではふるさとズという、御存じかあれですけど、例えば商品だけではなく、訪れた土地の店舗や施設に行き、その場で直接寄附を行う、購入することで寄附になるんですけど、返礼品を受け取る、新たな納税スタイルもあります。将来的には地元飲食店やベイサイドビーチ坂を中心に、ふるさとズの導入も商工会や地元の小売店などと連携し、検討していただきたいと思えます。ちょっとこの案についてひとつ伺いたしたいです。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） こちらのブランド力促進事業につきまして、開発された特産品についてでございますが、町内で販売することというのが条件になっております。そちらにつきましても、広島安芸商工会様と御相談、御協議しながら、そういった品物をそちらへ置いていただくような御検討でございますとか、そういった協議を重ねながら、販売の経路を探ってまいりたいと思えますので、御協力をお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 最後になりますけど、坂町というのは市内中心部からも近くて、観光資源地として県内でも本当に稀に見る潜在能力の高い、本当ポテンシャルの高い町だと常々感じております。

また、地域が交付税や公共事業を当てにしたいいわゆる与えられる経営から、地域でつくる、地域で稼ぐという自立した地域経営の展開が必要である中、観光課の設置とは別になるんですけど、例えば地域住民や団体等と連携した、一つの、仮称ですけど、

株式会社坂町という観点から、企業というのは町内でお金を循環させ、坂町自らが稼ぎ、循環バス等の坂町のあらゆる地域課題の解決に還元できるまちづくりを目指してほしいと切に思っています。株式会社坂町というのは法人なりの話なんで、簡単ではないと思うんですけど、現状、答弁いただいた中には、本当に地域との交流とか連携を密に加速していくんだなどは想像できるんですけど、地域で稼いでもらうことも大事なんですけど、町自らが何かしら稼ぐという考え方、株式会社坂町という、そういう方向でのお考えがないのかどうか、町長、最後、お答えいただければ。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 私も民間人の出身でございますので、民間の発想は常に持ちながら、株式会社坂町だということで取り組んでおります。株主は住民だという、税が株主から頂くものであると。だから株主に行政サービスを返していかなきゃいかんのだという立場で常に考えておりますので、思いは一緒だというふうに思っております。

ただ、現状の中で、なかなか会社を別に立ち上げてというようなことは、ちょっと今現状ではできにくいのではないかと考えております。

今はビール会社が生産を閉じたもんですから難しいんですけども、例えば広島ようようビールとかいうのを呉で造っていただいたりしておりました。そういうふうなものが坂町でできれば、株式会社化等もできるんじゃないかというふうには思っておりますし、それからベイサイドビーチを活用して、将来にわたって、例えば漁協さんと連携をして、冬場にはカキを食してもらうようなことが実現できないかなということも考えておりますし、それから、農業に携わる方が農産物を生産した折に、そういう生產品をベイサイドビーチで土曜市とか日曜市で販売できないかなとか、いろいろなことを考えておるわけでございますけれども、あるいはまた、先般、広報さか12月号にも紹介されておりますけれども、10月28日から10月29日の土日にかけて、第14回のみなとオアシスの「Sea級グルメ全国大会in沼津」というのが開催をされました。坂町からも鈴木水産さんが出店をし、牡蠣ピザを販売をされたそうでございますけれども、人気投票で4位になりまして、かなりの出店があるわけですが、優秀賞を受賞したというようなこともございます。

そういう形で、例えば広島安芸商工会さんと連携をする、あるいはまた、坂町漁業協同組合さんと連携をしながら、その中で例えば観光協会も一体となつてつくっていくとか、あるいは、それを事業化するとかいうようなことを皆で考えていかないと、

なかなか行政頼りで、行政だけが幾ら牽引をしても、やはりそこにおられる事業者の方が、ほいじゃあ行政と一緒に頑張ってみようじゃないかというような環境をまずつくっていかなければ、なかなか難しいんかなというふうな思いもしておりますんで、そういう観点から、今、申しましたような団体ともしっかりこれからも、今までもいろいろと協議、検討させてもらっておりますけれども、そういう面でしっかり取組を進めていければというふうには思っております。

答えになっておるかいないか分かりませんが、現状では会社を興すということとは、なかなかきっかけがないもんですから、難しいんかなというふうな思いをいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 11番奥村富士雄議員から「町養成の防災士の組織化と防災活動の充実を」について質問願います。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 「町養成の防災士の組織化と防災活動の充実を」の件で御質問します。

平成30年7月の豪雨災害を踏まえ、次の災害に向けての備えを十分にするため、地域の防災力を高めることが重要であるということで、平成26年度から県の地域防災リーダー養成に加え、令和元年度から町助成での防災士の養成が広島市との連携の下に始まりました。

防災士は民間資格ではありますが、地域の防災リーダーとして、自主防災組織や地区住民福祉協議会、学校、その他の団体との連携により、地域防災活動の取組の充実が期待されています。

令和元年度以降、4年度までに町助成の防災士は計23名が誕生しています。今年度も10名を募集して、7名が応募しているとのこと。現在、町17住民協のうち小屋浦地区が7名をはじめ、西側地区5名、横浜二部地区3名、植田地区2名のほか、6地区が1名で、10住民協に防災士が誕生しています。今後の防災士養成の数値目標がありますか。

現在、小屋浦地区は防災士会を設立し、保育園、小学校の防災教育、地区内での防災活動を行っていますが、他地区の活動はどのようなのでしょうか。

3年前の令和2年10月30日に当時の町内防災士で「防災士ネットワーク会議打

合せ会」を初めて開催し、今後の活動、組織化等について話し合っていますが、その後、立ち消えとなっているようです。

町としては防災士養成を毎年行っており、防災士も増えている中、坂町防災士会等の組織づくりを行い、地域の防災活動の充実を図る必要があるのではないのでしょうか。町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町養成の防災士の組織化と防災活動の充実を」の件についてお答えをいたします。

本町は豪雨災害を経験し、地域防災力の向上の必要性を認識をいたし、より一層、災害に強い安全なまちづくりを目指す取組として、広島市との連携の下、令和元年度より防災士の資格取得を進めており、現在、23名の方が取得をしているところでございます。

御質問の防災士養成の数値目標でございますが、令和3年に作成をいたしました坂町国土強靱化地域計画において、令和7年度まで51名の方の取得を目標といたしております。

次に、小屋浦地区の防災士会は活発な活動をしているが、他地区の活動はどうかにつきましては、坂地区におきましても、防災士を取得された方が小学校や他地区住民福祉協議会に出向き、防災活動をされておられると聞いております。

御指摘の、坂町防災士会等の組織づくりを行い、地域の防災活動の充実を図る必要があるのではにつきましては、毎年、定期的に坂町防災士ネットワーク会議を開催し、防災士の基本理念である自助・共助・協働及び役割について再認識するとともに、地域の実情に合った活動方針等について協議をいただき、災害に強いまちづくりに協働して取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 町長は費用対効果というようなことをよく言われますけれども、これだけ毎年防災士の養成に町のお金を使っておるわけなんで、その以降、ほったらかしにしとるというような費用対効果に非常に矛盾しとるんじゃないか思うわけなんですけれども、そういう中で、私が組織化というのはまた後で言いますけれども、ネットワーク会議というのが今日の答弁の中では毎年定期的に会議を開催するということ

が出ておりましたけども、この点については、例えば今年度の計画とかありますか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

本年度、防災士に申し込まれている方が7名いらっしゃいまして、防災士そのまま免許をもらえれば、12月いっぱいに取りれるかと思えます。それも合わせまして30名になると思えますので、30名に近くなりましたら、3月に防災士ネットワーク会議を開催したいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 3月にということでございますけども、今、令和7年度までに51名の方を目標にということがございます。それで、そこらのことについて、30名になって、あと6年、7年で21名養成目標ということになるわけなんですけども、それと併せて、県の補助金をもらってやっている防災リーダーがありますよね。あれは現在何人ぐらいいらっしゃるかというと、防災リーダーは住民協から申し込むようになってるみたいなんじゃけども、この防災士は個人で申込みなんですよね。それで、この間、議会と住民協連絡協議会との意見交換会の中で、防災士が自分の地区にはおるのかどうかというのが分からんのかというのと、どんな活動をとるか、あるいは町はどういうことを防災士に期待しとるかというような質問があったわけですよね。それに対して、議会ではなかなか答えられなかったんで、あえて、今日、質問したわけなんですけども、いわゆる、今、10の住民協が防災士があるんですけども、そのほかのゼロ人のところに、あるいは51人ということは複数の防災士を養成するという意味があるんじゃないかと思うんで、そこら辺の今後の令和7年度までの取組はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） これは人数51人の話でいかせていただくんですけども、目標で令和7年度まで、今、町内17住民福祉協議会がございまして、各地区に3名は要するだろうなということで、51名の目標を上げとったわけなんですけども、やはり住民協にも人数の違いがございまして、小学校区ごとにそれぞれの防災士がおれば何とかいけるんじゃないかというふうに思っております。

防災士に求めることというのは、当然、防災士の講習の中でいろんなことを自助・共

助・協働とかいうのは聞いとるかと思しますので、最終的に住民協の中で避難するときなんか誘導とか、そういうことで携わっていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 今、ちょっと質問の中で防災リーダーというのがあったんですけども、そこが何人、今まで養成しとるかということがなかったんで、また後で言うてください。

それで、住民協でというような話があるんですけども、自主防災組織というのが一応あるような感じというか、住民協の中なんですけど、住民協に頼るんじゃなくて、さっき言いましたように、防災士会を立ち上げて、防災士会がいろいろな活動をしていくというような考え方がいいんじゃないかと思うわけですよ。小屋浦の防災士会は非常に活動されとるということはよう分かつとるんですけども、その実態がなかなか各その他の地区には伝わってないし、ほいじゃあ、それをどういうふうな形で小屋浦の活動を広げていこうかというようなこともなかなかないわけですよ。個人的にいうよりは、やっぱり組織で動いていくということになれば、防災士会を立ち上げて、住民協の活動をいうことでなしに、町全体の防災についての活動をしていくというようなことですよ。例えば、よくよそへ行くと防災フェアとかいうのがあるわけですよ。坂町でもやっぱりそういう町全体の防災のイベントとか、活動をいうものが必要になってくるんじゃないかと思うんですが、それは個々ではなかなか難しいと思うんですよ。だから個々でなくて、防災士会というものを、坂町の防災士会をつくって、そこで活動していくことが必要じゃと思うんですけども、そこら辺は町長はちょっと考え方はどうですかね。さっきの費用対効果のことを考えて、防災士にもう少し活動してほしい中で、組織化を必要という中で、誰が、ほいじゃあ、最初、立ち上げのきっかけづくりをするかいうたら、やっぱり行政にさせていただいたほうがやりやすいんですよ。例えば、つくるけえ来てくれいう中で、ほいじゃあ防災士の誰かが発起人になってやるかいうことじゃなくて、やっぱり町が養成しとるわけですから、町が責任を持って、そののところだけはやっていくと。立ち上げたら、それぞれ自主的に活動してもらええ思うんですけども、立ち上げについては町に関わってほしいというのが思いがあるわけなんですけど、そこら辺も含めて町長の意見をお聞かせしてください。

あと、今の防災リーダー、県の分のあれをちょっと人数を言うてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることもよく分かりますし、平成30年にあれだけの大きな災害に坂町も遭っておるわけでありますので、災害を受けておるわけでありますので、ごもっともだというふうに思います。

今、坂町防災士のネットワーク会議というものを立ち上げておりますので、そこらとの関連も含めて、もう一度、見直しが必要かどうかということを検討をさせていただきたいと思います。より、今後、地域に密着した防災士会なり、防災士ネットワーク会議なりになるような形に私もちょっと牽引をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 先ほどの防災リーダー養成講座の人数でございますが、議員さんおっしゃられる26年度から始めまして、現在、4年度末なんですけど、136名の方が防災リーダーに参加していただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 結局、養成しても、やっぱりフォローアップというのが必要じゃろう思うんですよね。さっきのフォローアップにしても、例えば防災士会ができとれば、防災士会がフォローアップできるんじゃないけども、それが無い間は、やっぱり町としてのフォローアップ、なぜ防災リーダーを養成するか、なぜ防災士を養成するかという中で、やっぱり町としての思いというのがあると思うんですよね。自助じゃ共助じゃ協働じゃいうても、具体的にどういうほいじゃあ思いがあるんかいうのはよく分からんわけで、やっぱりそこらの思いが無いと、なかなか先に進まないということなんで、多分、防災リーダーも自分も受けたんですけど、その後、全然町としてのなしのつぶてじゃし、防災士についても、多分、一遍ネットワーク会議をやって、それ以降、全然フォローが無いと。広島市やなんかは3年間活動報告を出せというようなことがあるわけなんですけれども、そういうこともないし、銭は出しっ放しで、ほったらかしというような状態なんで、そこらの取組を、今後、さっきネットワーク会議というのがあったんですけども、年に1回のネットワーク会議では、なかなか活動が活発にできん思うんで、その組織化について、ぜひ取り組んでほしいということ

で、これも町長か、ネットワークだけでなしに、具体的にいうことで。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、おっしゃる部分につきましては、私もこのたびの一般質問の中で調査しまして、認識をいたしておりますので、私も含め、民生部長が担当しておりますので、しっかり進めていくようにさせてもらいたいと思います。

民生部長が何か答えてください。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） 失礼いたします。

議員さんのおっしゃるとおりで、今の防災士についても特に何のフォローもなかったということでありまして、答弁書にもありますように、防災士ネットワーク会議を開催して、坂町の実情に合った、どのような活動をすればいいのかという活動方針なども話し合っ、坂地区、横浜地区、小屋浦地区、特に小屋浦地区の防災士の方の活動が盛んなんで、そこらあたりも町内全域でどういような活動をすればいいのかとか、あと防災士会を設立するのがいいのかどうなのかも含めて、御承知とは思いますが、日本防災士会というのがありまして、その中で広島県支部というのがあって、各市町の防災士会を立ち上げるのではなく、こちらのほうで何たら支部とかいうことで活動されとる防災士の団体の方もいらっしゃるようです。また、日本防災士機構とかいうのもありまして、いろんな選択肢があると思いますので、坂町の実情に合った、どういった形で防災士の方に活躍していただけるか、また、先ほどから住民協のほうへ言いつ放しとかいうようなこともありましたが、防災士につきましては、防災士のネットワークの中で、一本釣りじゃないですが、こういった方がこの地区におられるんではないかという推薦もいただくのも方法だと思います。

また、防災リーダー養成講座は平成26年、30年豪雨災害の前からやってきとる事業であります。今、百何十人の方が防災リーダー養成講座を受けられて、これは各住民協で、その当時は防災士を取ろうというあれがなかったもんですから、そういった何かあったときには中心的に動いていただくという意味で立ち上げたものであります。こちらにつきましても、どうあるべきかをよくよく検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時とさせていただきます。

（休憩 午後 0 時 0 0 分）

（再開 午後 1 時 0 0 分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 3 番縫部逸都議員から「街路樹や公園樹木等の管理について」質問願います。

縫部議員。

○3 番（縫部逸都議員） 「街路樹や公園樹木等の管理について」。

近年、自然環境の変化に伴い、シロアリなど昆虫による腐食が原因と見られる街路樹や公園樹木等の倒木が近隣市町でも相次いで発生し、人的被害はなかったものの、車両やベンチを直撃した事案も報道されております。

そうした中、坂町においても不特定多数の方が利用する道路や公園に植えられている樹木がいつ倒れるか分からないのは非常に不安を感じているのではないかと推測しています。

そこで、自然と調和したまちづくりには必要である街路樹等の適正管理について、次の質問をいたします。

1 点目、坂町が管理している樹木のうち、倒木があった場合、被害を受ける可能性が高いと思われる 3 メートル以上の樹木の本数はどれだけあるのか。

2 点目、坂町における樹木の老朽化や昆虫が原因と見られる倒木の被害は今まであったのか。

3 点目、樹木の状態把握については、どのように把握しているのか。

4 点目、町が管理している樹木について、今後、樹木医などの専門知識が必要と思えるが、町の見解は。

5 点目、坂駅北口周辺については、町外からも多くの方が来町する箇所であり、景観上、樹木の剪定及び除草が必要不可欠と思われることから、剪定や除草の回数を増やしてはどうか。

以上、町当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「街路樹や公園樹木等の管理について」お答えをいたします。

街路樹や公園の樹木につきましては、年間を通じて業者への委託業務により剪定、防除、除草など、適正な維持管理に努めているところでございます。

また、近隣の市で発生しました倒木の被害を受け、道路・公園担当課に対し、緊急的に樹木の調査を行わせ、倒木のおそれがある樹木については、既に伐採の処理を行っております。

御質問1点目の、坂町が管理している樹木のうち、倒木があった場合、被害を受ける可能性が高いと思われる3メートル以上の樹木の本数についてでございますが、街路樹については約580本でございます。

公園の樹木につきましては、横浜公園や小屋浦いこいの森など、もともとは山林でありました箇所につきましては、園内の人が集まる周辺及び園道に沿った樹木を含めましたところ、約1,100本と把握をいたしております。

御質問2点目の、樹木の老朽化や昆虫が原因と見られる倒木の被害につきましては、現在のところ被害の報告は受けておりません。

御質問3点目の樹木の状態把握及び4点目の樹木医などの診断につきましては、毎年、樹木の剪定業務を、年2回程度、専門知識を持った造園業者に委託をしており、剪定の際、樹木に異常があれば役場に報告をさせ、その都度、樹木の状態に合わせ薬剤による治療や腐食部を伴う枝の伐採など、迅速に対応をしているところでございます。

また、毎月、町の職員におきまして、道路及び公園の樹木について観察を行っているところでございますので、新たに樹木医に診断をしていただく必要はないものと今のところ考えております。

御質問5点目の、坂駅北口周辺の景観維持につきましては、国道は国土交通省が、県道は権限移譲により町が広島県に代わり樹木の剪定や除草などの維持管理に努めているところでございます。

また、景観維持のためには、低木の剪定、除草の回数を増やすことが有効であると考えますが、現状におきましては、移譲交付金も限られている中で、効率的な景観維持に努めるとともに、広島県に対しましては、引き続き、応分の費用負担を要望をしております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 坂町におきましても、多くの樹木が植栽されていることが分かりました。街路や公園などの樹木等は住民の身近な緑であり、安らぎや癒やしなどの心理的効果もあり、また、今年の夏のような猛暑においては、涼を取るために大切な役割を担っていると思っております。

そこで、公園の樹木や街路樹の計画的な維持管理指針は作成しておられるのかお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

公園の樹木や街路樹などの維持管理に係る指針につきましては作成はしておりませんが、剪定などの業務を発注する際は、委託業者との連携をしっかりと行っております。

また、建設部局におきまして、樹木の観察マニュアルを作成しておりますので、それを参考に、毎月、職員におきまして公園及び道路のパトロールを実施しており、常に樹木の状況の把握に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 先ほど町長の答弁で、現在に至るまで倒木の被害はなかったということですが、今後においても継続して予防の措置を取っていただきたいと思っております。

そこで、剪定業務を行うに当たって、剪定業者との十分に協議を行って実施されているのか、再度、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

樹木の剪定につきましては、公園や道路など、それぞれの役割に応じた作業を行っているところでございます。公園の樹木につきましては、事前に公園の規模や景観など、公園全体の機能に合った剪定を実施しており、地域の方や利用者さんからの要望を踏まえまして実施をしておるところでございます。

また、街路樹につきましては、道路の景観や信号機、また、標識などの支障にならないように、交通の安全性を前提に協議した上で実施をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 次に、坂駅北口についてちょっとお伺いさせていただきます。

坂駅北口の樹木、街路樹等についてですが、県から移譲されたんだと思いますが、国の部分、国道の部分ですね、そういったところにもあろうかと思うんですが、どの位置、正確な位置が分かれば教えていただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でございました国道管理でございますが、今の国道31号及びその歩道でございます。また、県からの移譲されている箇所につきましては、今のパルティ・フジとダイキ坂の間にある道路と歩道でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 今現在、坂駅の北口は、土日、特に利用者も多く、坂町の玄関口でありますので、樹木の剪定や除草を含めて、年間を通じてきれいに保っていたらと思っております。

また、維持管理に必要な費用については、県とか国のほうにも、国道の部分はあんまり関係ないかと思うんですが、そういった補助があれば、応分の負担をさせていただいて、そういうことを要望していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

県道の部分でございますが、現在、県からの移譲事務交付金を頂きまして、県道の管理を行っているものでございますが、県道の部分につきましては、現在は除草を2回ほど、高木の剪定を1回、あとは施肥などを1回行っているところでございます。

玄関口ということで、2回程度ではやはり足りないという部分がございますが、現在のところはそういった時期が2回でございますので、その間に本当に車に支障になる部分は、道路の担当課のものが、ちょっと支障になる部分の草を払ったり、そういったことをして、今、対応してございます。

こういうことも踏まえまして、少しでも適正な管理ができるよう、県に要望してま

いりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 最後になりますけど、横浜公園のことでちょっとお聞きしたいんですが、横浜公園は四季を通じていろいろ花も咲いたりとかきれいで、町民の方も多く、他町からもよく来られて、癒やしのある公園だとは思っておりますが、私も春先に桜の時期に行ってみりました。

桜園の桜なんですが、横浜公園、恐らく完成してから50年以上たつと思われまして。その桜谷の桜の木が、多分、その頃から恐らく植わっている、それ以前のものも、山にあったものもあるのかもしれませんが、枝がかなり横にすごく伸びたような枝もあって、その辺の部分もしっかりと公園担当課なりが管理していただいて、管理人等もおられると思うので、しっかり利用していただいて、倒木のないように、肥料も必要でしょうし、草刈り等も含めて、病気にならないような形を取っていただきたいんですが、そこが適正に行われているかどうか、もう一回、桜谷についてお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

横浜公園につきましては、議員さんおっしゃるように、桜が名所となっておりますところでございます。4月上旬におきましては、開放をさせていただきますと、多くの方が御来場いただいております。

維持管理につきましても、専門に常駐をさせておりますので、引き続き、維持管理には万全を期してまいりたいと考えております。

また、この4月から遊具も更新をさせてもらっておりますので、また来年の春にはより多くの御来場者が来るものと考えておりますので、より一層、気を引き締めて管理のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「坂町循環バスの今後の見通しについて」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 議席番号4番池脇雅彦です。発言通告に従い「坂町循環バスの今後の見通しについて」質問いたします。

本年6月議会における私の一般質問において、町長は、循環バスを生活手段とされておられる方々への配慮は必要だと思っておりますことから、まずは試行的に土曜日を7月から運行するよう地域公共交通会議及び循環バス検討委員会で協議していただくこととしておりますと答弁されました。実際に7月から12月まで循環バスの土曜日試行運行が開始されることになりました。

本日、現在のところ、まだ試行運行期間の途中ではありますが、次のとおりお尋ねします。

1点目、7月1日から10月31日までの期間について、平日運行である月曜日から金曜日までの1日当たりの平均乗車人数を100とした場合、試行運行である土曜日の平均乗車人数についてはどれくらいの割合であったのかお答えください。

2点目、6月定例会の一般質問において、平日のみの運行においても赤字であるとの御答弁をいただきました。では、1点目でお伺いした期間における全体の収支は一体どのような状況であったのかお答えください。

3点目、12月末までの試行運行期間終了後、地域公共交通会議及び循環バス検討委員会で審議され、今後の方針が決定されるものと思います。したがって、現時点では答えにくい面もあると思いますが、既に試行運行実施から3分の2の期間を経過していることから、1点目、2点目の御答弁を踏まえて、今後の循環バスにおける土日祝日運行の見通しについて、現段階での当局の率直なお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町循環バスの今後の見通しについて」の件についてお答えをいたします。

坂町循環バスにおきましては、御利用いただいている方をはじめ、多くの方から土曜日の運行を希望されていたことを踏まえ、7月から12月までの期間において、現在、試行的に運行を実施をしているところでございます。

御質問1点目の、平日との利用人数の比較につきましては、月曜日から金曜日までの1日当たりの平均乗車人数を100とした場合、土曜日の平均乗車人数は10月末時点で64.8%となっております。

御質問2点目の、試行期間中における収支の状況につきましては、7月から10月末の4か月間で17日間運行しており、約95万円の赤字額となっているところでございます。

御質問3点目の、今後の循環バスにおける土日・祝日の見通しにつきましては、まず、前提といたしまして、地域と地域を結ぶ循環バスは町民の方々にとって必要不可欠な移動手段と考えており、現在、利用されていない方も含め、将来的な自らの移動手段としての意識を町民の皆様が持っていただくことが重要であると思っております。

先ほど柚木議員の御質問で申し上げましたとおり、土日・祝日の運行につきましては、試行期間が終了した後に、利用状況や収支状況を踏まえ、坂町循環バス検討委員会や坂町公共交通会議に諮問いたしまして、今後の運行形態を進めてまいりたいと考えているところでございます。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの御答弁で、10月末の時点で平均乗車人数が64.8%という数値が出ているわけですが、そこで都市計画課長にお尋ねします。この数値についての評価はどのように、今、現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

10月末時点でございますが、乗車率が64.8%となっております。この状況につきましては、当初、土曜日運行を開始するに当たりまして、担当部局としては妥当な数字だと、想定しとった数字だと考えておるところでございます。というのが、平成15年から循環バス運行しておりますが、その際、当初は土日祝も運行しておりましたことから、その数字からしてみても妥当な数字だと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 妥当だということで御答弁いただきましたけれども、それでは、坂町の第5次長期総合計画の中で、その柱の一つに公共交通網の充実というのがありまして、それでバス事業の成果指標として、循環バスの利用者数について、令和元年度の現状値が年間5万1,600人、これに対して来年度ということになりますけど、令和6年度の目標数値が年間6万4,900人ということになっております。事前に通告しておりませんが、この令和元年度以降、令和2年度から3年度、

4年度の循環バスの利用者数について、直ちにお分かりであればお答えください。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

長期総合計画におきます元年度の利用者数は、議員さんおっしゃられますとおり、5万1,600名と載るところでございます。また、それ以降の年につきましては、令和2年度の利用者数につきましては4万7,930名と把握しております。また、令和3年度の利用につきましては、4万8,814名でございます。

なお、令和2年度、令和3年度におきましては、令和元年度に比しまして3,600人から2,700名程度、利用者数が減っておりますが、こちらにつきましてはコロナの影響があり、利用者さんが減ったものと考えておるところでございます。

また、昨年度、令和4年度につきましては5万3,552名でございまして、令和元年度と比較いたしますと、プラス1,952名と、コロナ前よりは利用者数が増えている状況でございます。

なお、令和5年度、今年度におきましても、利用者数が4月から10月までの間、土曜日運行の利用者数を除いた数値で3万1,891名の御利用がございまして、この想定では年間5万4,600名程度の御利用があると担当部局では試算をしておるところでございます。令和元年度と比較いたしますと、約プラス3千名程度の増を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 事前に通告しておりませんでしたけど、今、数値を頂きました。必ずしも令和6年度の6万4,900人という目標数値、これは今の段階で想定数で言えば1万人ぐらいちょっと違うんですけども、技監、これ、目標数値に対して達成できる見込みというか、これからの取組次第だと思いますけども、どのように感じておられるのかお答えください。

○議長（川本英輔議員） 錦織技監兼建設部長。

○技監（錦織直紀君） お答えします。

令和6年度の6万人に届くかどうかというところの目標というところがございますけれども、1万人という差がありますので、なかなか厳しいかなとは思っております。ただ、乗車人数につきましては、徐々に、コロナもありましたけれども、現在、増え

ていっている状況ということで、いろいろな対策とか行ったことが評価されているというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） いろいろとお尋ねいたしましたけど、先ほどの柚木委員がやはり循環バスの質問をされまして、その中で町長が循環バスの運行はみんなで守っていくと。私、これ、非常に大事なことだと思っております。こうした考えで、もちろん行政としてもしっかり頑張っていたらいいと思っておりますし、それから住民者、皆が自分の問題として循環バスの運行について真剣に考えていく、そういった時期ではないかなというふうに思っております。

循環バスの今後の運行については、先ほど来、やはり常に運営経費に係るそういう累積赤字というものが問題になっていくと思うんですけれども、住民の幸せにつながるようなバスの運行を目指していただきたいと、考えていただきたいと思っておりますので、これ、最後になりますけども、いま一度、町長のお考えをお聞かせいただき、質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これまでも従前から申しておりますとおりでありますけども、やはり坂町にとりまして交通弱者、いろいろな方にとりまして、町内を移動する手段としてはとして循環バスは必要不可欠なものだというふうに考えております。私も前にも申しましたけども、あと10年もすると、ひょっとしたら移動するときこの循環バスを頼らざるを得ないことになるかも分かりません。やはりそういう観点からずっと申しておりますけれども、循環バスを利用されない方も、あるいは利用される方も、その移動する手段として利用せざるを得ない方のために、みんなでこれを守っていくんだという考え方の下に、これからも循環バスの維持にあらゆる努力を傾注して努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番末吉克巳議員から「坂町の不登校問題に対する現状と対策は」について質問願います。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 「坂町の不登校問題に対する現状と対策は」の件について質問いたします。

文部科学省は、10月4日、令和4年度の問題行動・不登校調査の結果を公表した。全国の国公立私立小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は29万9,048人、小中高校などのいじめ認知件数では68万1,948件と過去最多を更新と公表した。いじめ認知件数の増加要因は、SNSなどのネット上のいじめについての積極的な認知などでいじめの認知件数が増加したと見られ、不登校の増加要因は必ずしも学校に行く必要がないとの認識が広まったこと、コロナ禍において子供の生活リズムが乱れやすい状況が続いたことが増加の要因と見られる。不登校となった児童生徒の約4割が学校内外で専門家らの相談や支援を受けてなかったとも公表した。

この文部科学省の調査結果を踏まえ、現在の坂町では問題行動・不登校に対してどのような対策を講じているのか。

①文部科学省は不登校となった約4割の児童生徒は、学校内外で専門家らの相談や支援を受けてなかったと公表しているが、教育委員会としてはどのように考えているのか。

②不登校対策として、校内教育支援センター（不登校支援センター）を坂小学校に設置しているが、十分機能しているのか、関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「坂町の不登校問題に対する現状と対策は」の件についてお答えいたします。

豊かな人間性や社会性を身につけて、社会の構成員として必要な資質・能力の育成を図るという義務教育の趣旨から、不登校に関する取組は重要であると認識しております。

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果での全国的な傾向と同様に、本町においても不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、大きな課題であると捉えております。

これらの課題への対応策といたしましては、毎月、各校から報告を受け、状況把握を行い、本町教育委員会の指導主事と各校の生徒指導主事で組織する坂町生徒指導連絡協議会を定期的を開催し、様々な諸課題を未然に防止しようと取り組んでいるところでございます。

御質問1点目の、文部科学省は不登校となった約4割の児童生徒は専門家らの相談や支援を受けていなかったと公表しているが、どのように考えているかにつきまして

お答えします。

この調査における本町の調査結果は3割弱でございました。この3割弱の児童生徒は、対人的な課題や事情により家から出ることができない状況があり、担任等からのアプローチはしておりますが、専門家の支援の実現には至っておりません。

今後とも不登校の児童生徒に対して、粘り強く担任等による家庭訪問や養護教諭による心のケアを行ってまいります。

また、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒へのカウンセリングや面談などの直接的支援を行うとともに、間接的支援として、教職員及び保護者に対する助言・援助を行ってまいります。

御質問2点目の、不登校支援センターを坂小学校に設置しているが、機能しているかにつきましては、現在、不登校児童生徒を支援する「スペシャルサポートルーム」を設置し、担当教員を配置し、6名程度が日々利用しております。不登校傾向のある児童も利用しており、教室以外の安心できる場として、また、不登校の未然防止として機能しております。

ここでは相談する力、自分の強みを知り生かす力、苦手な場面でSOSを出せる力をつけ、そこが居場所にとどまることなく、成長できる場として環境を整備し、児童の生きる力を育ててまいります。

引き続き、県教育委員会の指導主事による児童生徒支援及び指導する教職員へのサポートを受け、さらなる充実に向け取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 答弁にありましたように、全国的には専門家の相談を約4割の児童生徒が受けてなかった。坂町は3割弱の方がそういった専門家の相談を受けてなかったことですが、また、坂町のほうでは対人的な課題や事情により家から出ることができない状況があつて、非常に難しい状況ですが、今後とも粘り強く担任の方から、先生方からアプローチして、心のケアをしていただくということで、今後ともしっかりと対応のほうをよろしくお願いいたします。

再質問に入ります。

不登校に対する対策は、今までソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと対応してこられました。不登校の児童生徒は増加しております。今後、坂町は不登校の

児童生徒に対してこういった対応をしていくのでしょうか。実際、答弁書でも答弁いただいておりますが、再度、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） 不登校の増加に対して今後どのように対応していくかということについてお答えいたします。

まずは未然防止として小さなSOSを見逃さないということが非常に重要であるというふうに捉えております。

また次に、現在、不登校の状況にあるお子さんについてでございますけれども、不登校の状況にあるお子さん、そして保護者の方は深く悩みや思いを抱えておられます。やっぱりだからこそ、その思いにまずは寄り添うためにも、どのような状況であってもつながりを持ち続けること、アプローチし続けることが非常に大事であるというふうに考えております。

そこから不登校の原因であるとか要因の把握、そして本人が望む学習の進め方であるとか、進路についても声が聞けるというか、把握ができるのではないかと思ひ、教師が、現在もですけれども、一緒になって、今後に対応していく、助言や支援をしていくということを行ってまいりたいと考えております。

こういった対応をしていくことで、実際に教室でみんなと一緒に学ぶことは難しいけれども、先ほどありましたスペシャルサポートルームというような別室ではいけるということになったケースもございます。

今後本人の意思を十分に尊重しつつ、状況に応じて専門家への相談として、最初、お話がございましたスクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーであるとかとつなぐとともに、担任からのアプローチ、そして養護教諭による心のケアを行って、一人一人に合った支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 今後ともアプローチし続ける、そういったことをしっかりと対応をお願いします。

2問目の質問に入ります。

先月の後半に先ほど出ましたスペシャルサポートルーム、不登校支援センターのほうにちょっと見学に行かせていただきました。坂小学校ではわかば教室という名前で

やられています。この不登校児童に対しての対策ですが、今までは専属の担任の先生がいない状態で、時間が空いた先生方が対応してたというお話を聞きまして、実際、このわかば教室は専属の担任の先生が初めて設置されておりました。授業の進め方も、児童が主体になって、自分で時間割を決めたりとか、そういったことをやられているとお聞きしております。学校にもやっぱり行きにくい状況があったりとかしますので、教室のほうに、下駄箱を通るのではなく、実際、教室に直接入る方法で、ほかの児童にあまり出会うことがないような、そういった配慮もされており、非常にきめ細やかな対策をされていると思いました。

不登校支援学級、スペシャルサポートルーム、坂小学校ではわかば教室、この不登校支援教室を坂小学校以外の児童生徒、横浜小学校、小屋浦小学校、坂中学校の生徒が利用できるのかどうか、そこを教えてくださいませんか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

原則、坂小学校に通っておられるお子さんが通える場ではございますが、特別な配慮を要する場合には協議し、検討してまいります。

なお、各学校にも相談室や子供が安心して過ごせる場所を確保し、対応しているところではございます。

引き続き、坂小学校のスペシャルサポートルームのノウハウを情報共有しながら、坂町として取組を、全体として取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 坂小学校以外も設置できるよう、これからも検討をお願いしたいと思います

3問目の質問に入りたいと思います。

小学校で不登校になってしまった児童が坂中学校に進学、その他中学校に進学した場合、中学校に進学したときに、不登校になってしまった児童は復帰される方が多いのか、それともそのまま不登校になってしまうのか、そういった状況を教えてくださいませんか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

不登校だった児童が中学校に入り、環境が変わることで、登校できるようになったケースはございます。不登校であっても、先ほどちょっとお伝えさせていただいたように、丁寧なアプローチをすることによって、少しずつ相談室へ登校できるようになって、自分の思いが出せるようになると、御自身の、子供たちの自分の思っていた進路を伝えてくれますので、それをサポートしながら、最終的には進路実現に至ったケースもございます。状況に関しては個々様々でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） ケース・バイ・ケースで様々なことがあるということで、そういった状況をしっかりと対応していただいて、心のケアをしっかりとしていきたいと思います。

4番目の質問に入ります。

不登校になってしまった児童生徒が、小学校、中学校を卒業して、高校あるいは就職されると思います。そういった中学校を卒業してからのケア、サポートというのはどういった状態になっているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

学校教育課といたしましては、義務教育の9年間を責任を持って対応しており、中学校卒業後は、高校だけでなく、様々な進路先がございます。進路未決定者につきましては、卒業後もつながりを持ちながら引き続き支援をし、進路決定に至ったケースもございます。義務教育終了後は生涯にわたって支援しております民生課と現在も連携を図っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 中学校を卒業した後は民生課のほうと連携をしっかりとそちらも見ていただきながら、しっかりと対応していただきたいと思います。

最後の質問になります。

現在、広島県のほうでは、県民を対象とした不登校支援センター「SCHOOL “S”」を令和3年から東広島にしておりますが、坂町では学校以外に、今、坂小学校には不登校支援センターわかば教室を設置しておりますが、学校以外の場所にそう

いった不登校支援センターを設置してはどうでしょうか。学校というものに通うのが難しい状況の児童生徒がいらっしゃいます。既存の坂町の学校に、そういったものじゃなくて、空き家などを活用して、そこに元校長先生とかそういった教育指導のOBの方に御指導いただきまして、学校以外の場所にそうした不登校支援センターを設置すればいいと思うのですが、その辺、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

確かに様々なお考えのほうあると思います。実際、自分の学区の学校に通うことはできなくても、別の場所であれば通えるかも、またそこで学べるかもと思っているお子さんたちは確かにおられますし、実際、現在、議員さんが先ほどおっしゃられた県立教育センターにある「SCHOOL “S”」というところに、本町の子供たちは約10名ほど通学、また、オンラインでの参加で学びをそこでさせていただいております。

そこでは県の教育委員会の関係者と、それから坂町教育委員会とがしっかり連携しながら学びを進め、活動を進めております。ですので、そこでの学びにつきましては、学校への出席ということの扱いを認めております。県内の広範囲からの参加もございまして、幅広く友達ができ、自分で決めた活動を伸び伸びとしているというような状況もございます。

今後も校内のスペシャルサポートルームの充実とともに、このような県の事業等も活用しながら、子供たちの学校内外の学びの場の確保を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 末吉議員さんがおっしゃったように、幅広い検討が必要だと思っております。

本町の場合は、不登校児童生徒の学校復帰をまずは念頭に置きながら居場所づくりなどの対応を行っているところでございます。現段階で学校に来ることができなくても、ひきこもりの状態とならず、将来的には彼らが社会復帰できるというようになるために、粘り強く今後も取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 7番安竹 正議員から「町有住宅の入居募集状況について」質問願います。

安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 「町有住宅の入居募集状況について」お伺いいたします。

町有住宅の入居状況は参考資料のとおりであります。小屋浦という住環境のよいところにある町有住宅の入居率が現在46.7%です。子育て支援住宅に入居されている世帯の中に、今年度、高校を卒業予定で、この部屋を退去せざるを得ない方もおられます。もしも他市町への移住となれば、坂町の人口減となります。

一般世帯向け住宅の入居募集は、空き部屋15室に対して4階の1室の募集のみですが、残りの14室についてはどうされるのか。ほかにも、エレベーターがないので、3階までの部屋なら入居してもいいと言われる方もおられると聞いております。

子育て世帯向け住宅の募集も重要ですが、一般世帯向け住宅の募集も人口増に向けて積極的に取り組んではいかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町有住宅の入居募集状況について」の件についてお答えをいたします。

本町は単独町政を維持し、自主・自立の行財政運営を図るための施策として子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。とりわけ人口減少が顕著となっている小屋浦地区につきましては、定住促進に向けた重点施策として計画的に旧雇用促進住宅を取得し、平成29年度に町有住宅の空き室65戸を子育て世代向け住戸として全面改修をいたしました。

御質問の、一般世帯向け住宅の空き部屋14室の入居募集についてでございますが、このうちすぐに入居可能な部屋は9戸ございますが、災害時の一時避難所として活用している8戸と、現在、入居募集を行っている1戸でございます。残る6戸は全面改修後に退去され、退去後の修繕を行っていない部屋でございます。

危機的な状況にある小屋浦地区の再生・活性化を図っていく上では、これまでにない抜本的な定住促進、人口増加策を講じなければならないと考えております。

このため、定住に不可欠な住宅、買物、通院など、日常生活の機能充実に向け、現在、町有住宅用地や小屋浦一丁目地内の民間所有地を念頭に、住宅・商業施設・医療機能の誘致や開発の可能性などについて調査・検討を行っているところでございます。

今後、この調査結果を踏まえ、小屋浦地区の活性化の素案について、議会及び地域の方々に御説明をし、事業化に取り組んでまいりたいと考えております。

小屋浦地区の再生に当たりましては、民間企業と連携し、行政と地域が一体となって進めることが重要でありますので、引き続き、議員の皆様や地域の方々の御理解、御協力を賜りたいと考えております。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 今、お答えいただきました答弁によりますと、今、この空き部屋を募集してないのは、災害時の一時避難場所として活用していくためというふうに答弁いただきましたけども、これ、災害が今にも起きそうな感じで、何か空けてるんだというようなふうに受け取れるんですが、町長も以前に、私も幾ら砂防堰堤が完璧なものができるまで、川の護岸整備の問題について一般質問したことがありますけども、そういった災害が起きるような砂防堰堤ではない、立派な堰堤ができたから、こういったような心配は要らないというふうに答弁いただきました。

この災害時の一般避難場所としての活用で、8戸あるということで、募集はしないというふうに理解できますけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在、町有住宅の一般世帯向けの住戸8戸を災害時の一時避難所として募集は行っておりません。この理由といたしましては、今現在、堰堤等の整備も進んでおりますが、日々のやっぱり梅雨時期でありますとか台風時期、そういった時期にやはり警報等、避難の勧告でありますとか、そういった発令をいたす場合がございます。そういう折に、こういったこの8戸を利用していただくということで考えてございます。そういった意味で、現在、1戸空いているものだけを募集を行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 今、答弁いただきましたけども、何か募集しない理由の苦しい答弁のようにしか聞こえないんですが、これは何でこれだけ14戸も空けてあるのか、民間不動産会社であれば、当然利益を追求しますんで、当然埋めていくんですが、

坂町としてはそういった利益を追求するとか、空き部屋を云々とか、人口増に向けた対策を取っていくとか、そういった気持ちがあるのかどうか、ちょっと今の答弁では不十分ではないかと。

砂防堰堤が完璧なものできてますんで、平成30年のような災害はもう起きないと言われて答弁されてましたんで、ぜひとも、この空き家を何とか募集につなげていただきたいというふうに思うんですが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 砂防ダム等ができて、絶対に災害が起きないというようなことは一度も申したことがないと思います。自然はやはり人間の力ではなかなか防ぎ切れない部分も出てくると思います。いわゆる備えあって憂いなしという言葉がございませぬけれども、そういうことは災害に対してもどこの自治体でも言われておることだというふうに思っております。そういう観点から、先ほども担当課長が申しましたように、大雨が降りまして、河川の水量が上がってくるような可能性もあります。その折にはレベル4、レベル3とかいうようなことで、今は避難を促しておりますけれども、そういうときに、やはり小屋浦の地区内も地域地域によって近いところに避難をしてもらうということも大切なわけでもありますので、そういう観点で、この8戸につきましては、現在のところ、避難所として確保をしておかなければならないのではないかとこのように思っております。

またもう一点、可能性は極めて少ないと思いますが、海からも津波が来る可能性もあるわけでありまして、やはりそこらも念頭に置いておかなければなりません。海岸沿いも小屋浦一丁目の地域も100%になっとるんかね、あれ。大丈夫なんかいな、津波高。3.何メートルとかいうのがありますけれども、100%大丈夫。そういうこともあるんですけども、やはりそうは言いましても、3.8とか3.7とかいうことがありますけれども、やっぱり想像を絶するような津波も来る可能性もあるわけでありまして、そこらも念頭に置きながら、ないとは思いますが、置きながら、やはりある程度の避難場所は設けておかなければならないのかなというふうに思っております。

それと、先ほども答弁で申しましたように、小屋浦地区につきましては、今ごきます町有住宅も含め、あるいは天地川の対岸の民有地も含め、小屋浦地区の再開発のためにどのような進め方がいいのかということも、今、民間の事業者のほうで調査を

してもらっておりますし、そういう中で、そんなに長い時間はかからないと思います。近い将来、そういうものをしっかりと固めていきまして、やはり小屋浦地区が災害前と同じような、あるいはそれ以上の元気が取り戻せるような再開発もしていきたいというふうな強い思いを持っておりますので、そこらはぜひとも御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時10分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時00分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 5番向田清一議員から「留守家庭児童会の利用改善について」質問願います。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 「留守家庭児童会の利用改善について」お伺いします。

新型コロナ感染が5類に移行したとはいえ、庶民の生活は円安・物価高騰で生活が追い詰められ、夫婦共働き家庭も深刻さを増しています。

留守家庭児童会に保護者が勤務形態の不規則で、子供さんが夏・冬・春休み等は入会できない家庭もあり、困窮されている方がいらっしゃいます。留守家庭児童会は、本来、保護者が仕事の都合で子供の面倒を見られない家庭に子供さんの遊びの場、健全な育成を図ることを目的とされ、子供の成長にとって大事な場所でもあります。

下記の点についてお伺いします。

1、坂町各児童会の定数と入会者数、指導員数はどれほどで、規定を満たしているのでしょうか。また、特別支援学級児童の加入数と指導員の対応はどのようになっていますか。

二つ、坂町児童会設置条例では、入会は「下校後において保護者が家庭にいない小学校児童を対象とする」とあります。これでは夏休み、冬休み等の間は朝から児童は家にいるわけで、共働き等の家庭は面倒を見られず困っており、児童会に入会できま

せんが、対策は。

施行規則、入会のしおりでは、入会対象は保護者が家庭にいない状態（月間15日以上あって、3か月以上にわたって継続していること）、また、就労のため午後3時まで家庭にいないこととあります。パート、アルバイトなどの方は勤務時間、日時が不規則なため、規定から往々にして外れ、子供さんが放置状態です。改善をお願いしたい。

児童の健全な育成をするためには指導員の資質向上が不可欠です。全国的にも指導員、補助員の給与は低く、成り手不足と言われている。処遇改善も急がれますが、どのようになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「留守家庭児童会の利用改善について」お答えいたします。

坂町の留守家庭児童会につきましては、坂地区、横浜地区、小屋浦地区の各地区で開設しており、令和2年度からは各地区に高学年用の施設を整備して全学年の受入れを行っています。

御質問1点目の、各児童会の定数と入会者数、指導員数はどれほどで、規定を満たしているのかにつきましては、坂地区低学年用施設の定員は110名で、入会者数が48名、高学年用施設は定員が50名で、入会者数が24名となっております。

横浜地区については、低学年用施設は定員が100名で、入会者数が56名、高学年用施設は定員40名で、入会者数が29名となっております。

小屋浦地区については、定員が60名で、入会者数が全学年合わせて16名となっておりますので、1か所に対応しています。

指導員数は坂地区が6名と補助員が1名、横浜地区が7名、小屋浦地区が3名で対応しており、各地区とも規定は満たしております。

また、特別支援学級児童の入会者数と指導員の対応につきましては、坂地区が2名、横浜地区が7名、小屋浦地区がゼロ名という状況です。

指導員は保護者と連携して児童の特性を把握し、学校からの助言もいただきながら指導を行っています。

御質問2点目の、夏休み等の長期休業中のみの入会につきましては、現在のところ対応は行っておりません。主な理由といたしましては、長期休業中のみの受入れを行

った場合、長期休暇直前に一気に入会希望が増えることが予測されます。そうした場合、指導員の数が不足して、子供の安全を守れないおそれがございますので、現時点ではこれまでどおりの対応で実施したいと考えておりますが、今後の課題と捉えて検討してまいります。

御質問3点目の、パート、アルバイトの方など不規則な勤務形態の方が入会できるよう改善をお願いしたいについてでございますが、入会に際しましては、保護者からの就労証明書の提出により判断しておりますが、当初の審査で不許可となった場合でも、追加の書類を提出していただき、許可となる場合もあるなど、実情を基に判断しており、適切に対応しているものと考えております。

御質問4点目の、指導員、補助員の資質向上についてでございますが、広島県や広島広域都市圏協議会に係る市町が主催する研修会への参加をはじめ、民生課と連携した研修体制が取れるよう調整をして資質の向上に努めているところでございます。

また、指導員、補助員は給与が低く、成り手不足と言われているので、処遇改善も急がれるについてでございますが、保育士または教員免許等の資格所持者でないと採用できないと法令等で定められていることから、人材の確保が難しいという状況でございます。

報酬につきましては、令和3年度からの国の政策として、保育士、放課後児童クラブ指導員の処遇改善ということで、報酬額の3%引上げを行っており、他町と比較しても適切な処遇であると認識しております。

今後も留守家庭児童会は指導員のスキルアップを図りながら、子供たちが安全・安心に過ごせるよう取り組んでまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 質問2項において、夏休み等は入会希望者が増えるので対応が難しいということでしたが、坂町児童会入会率が定員の48%と機能してないようです。全国的には留守家庭児童会の待機児童も多くいらっしゃって、待機児童が1万5,180人、これは23年3月時点です。今年度中に30万人分を増設すると言われております。なぜこのような状況に坂町だけがなっているのか。

坂町児童会設置条例第2条2項において、下校後において保護者が家庭にいない状況とありますが、これでは夏冬春休みは全員が登校していない。対象者から外れます

ので、早急に文面の改正が必要ではないでしょうか。冬休み間近です。緊急を要しますが、対応をどうお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

今の字句の問題につきましては、精査いたしまして、字句の訂正のほうはさせていただきたいと考えております。

今の定員に対して48%という御指摘がございましたけども、今の坂町の児童会の中の待機児童は今現在ゼロ名でございますので、全国的な待機児童の数がそのまま坂町に当てはまるとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） せっかく定員があって、48%しか入れてない状況なんで、これ早急に改善してもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

第3項において、パート、アルバイトの方は追加書類を出して適切な対応をされていると伺いましたが、もとの基準が、選考基準が基になるので、これが不備だったら、何ぼ出しても変わらないと思うんです。その点で入会対象者が少ない原因に入会のおりの問題です。入会対象は保護者が家庭にいない状態、月間15日以上あって、3か月以上にわたって継続、また、就労のため午後3時まで家庭にいないこととあります。ここがネックになって申請者が少ない。申請できない。パート、アルバイトは週3日とか4日が普通、時間帯もまちまちです。午前中、午後の勤務の方もいらっしゃいます。15日以上働いていない方もいます。月に14日働いたら入れないということになって、子供は放置されます。この基準を緩和、検討していただきたい。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

今の入会の要件につきましては、全国的にどこの市町でも規定がございまして、規定にのっとって事業を運営している状況でございますので、誰でもすぐにどのような状況でも入会できることにはなりませんけども、教育長の答弁にございましたように、条件によっては、最初、不許可でも、追加の書類を提出いただいたの許可になる場合

もございますので、あくまでも実情に応じた判断をさせていただいております。そこは御理解をいただきたいと思っております。

それでもどうしてもという場合は、これは有料ではございますけれども、こちらは社会福祉協議会のほうの事業になりますけれども、ファミリーサポートという制度もございまして、これは諸条件が双方合意の上で見てもらうというようなこともございますので、御相談もいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 児童会の成り手不足の件でちょっとお伺いします。

児童会講師の成り手不足と言われていますが、NHKのインタビュー、アンケートでも、学童保育の支援員だけの仕事では食べていけない。ダブルワークをしていると言われてます。

厚生労働省白書によると、職員は17万5,583人、2015年に比べて1.5倍に人員は増えましたが、65%は非正規職員だそうです。ちょっと古くなりますが、2016年時点で月給制の人は年収270万3千円、時給制の方は76万2千円となっていて、処遇改善が必要と言われております。

放課後児童支援員キャリアアップ改善事業なるものが実施されて、2012年度から国が実施していますが、月額1万円から3万円の処遇改善をしたが、十分ではないと言われております。坂町はこのような対策を実施されたのでしょうか。先ほど3%増額と言われましたが、この点とどう違うのでしょうか。児童会の衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成される指導が必要です。この点からも、職員の報酬アップは避けて通れませんが、改善はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 処遇改善ということでございますけれども、こちらは国の制度で、令和3年度でございますが、先駆けて、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公定価格の在り方を抜本的に見直すということで、保育士等、幼稚園教諭、介護、障害福祉等職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%引き上げるための措置を令和4年2月から全額国負担で半年間行われました。その後も継続して国、県、町の3分

の1ずつの負担により、賃上げも継続しております。また、各市町と比べましても、賃金が特別低いというわけでもなく、対応できているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 5番向田議員。

○5番（向田清一議員） 今、言われたことは、2017年度からどうなってるかということも聞きたかったので、後で聞かせてください。

次の質問に移ります。

留守家庭児童会の指導と入会の門戸を広げるということで、留守家庭児童会は児童館で過ごす時間が授業を受ける時間よりも長いと言われております。児童福祉法の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準には、第2条、児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。これは最低基準の目的であります。また、3条には、市町村は、この最低基準を向上するように努める、こうなってます。

私の住んでいる平成ヶ浜県営アパートでは、学校から帰宅後の子供さん四、五人が、エントランス、入り口の通路ですが、腹ばいになってゲームに夢中になっています。これでは健全な遊び、生活習慣の確保もできません。児童会の加入門戸を広げると同時に、児童の健全な育成を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

今のその遊んでおられるお子さんが児童会のほうにという御質問かと思うんですけども、今のその方が例えば申し込まれて、例えば不許可になって、エントランスのほうで遊んでおられるのかというようなことではないと思うんですけども、門戸を広げるようにと申されたんですけども、今まで、今年度につきましても、申請があったものについて、不許可となったものは今年度につきましては1件でございます、ここ数年、ゼロ件がほとんどでございます。ですので、門戸を広げるといいますか、特に厳しく条件を狭めているようなことではなく、通常、考えられることについての入会要件でございますので、門戸を広げるというようなことが条件緩和といえますか、そういったこととはまたちょっと趣旨が違うものかと思われましますので、今の外へ野放しになっているというような表現をされましたけども、そういう子供さんが外で遊ん

でいる分については、またちょっと児童会へ入るか入らないかについてのものとは趣旨が違うものと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 先ほど門戸を狭めている要因はないような話をされましたが、下校後において保護者が家庭にいない状況とあります。夏冬休みは全員は登校してるわけですよ。しかも午後3時以降でないと入会できないということになる。こういうことでは入る人も少ないですよ。申請もできませんよ。もう1回見直していただきたいと思っております。

それから次の質問に移ります。

苦情、事故対策についてです。苦情の対応は、苦情を受付窓口を決めて、苦情手続を明確化し、利用者、職員等に周知するとあります。苦情処理は何件ほど寄せられているのでしょうか。また、事故につながるような件数は過去になかったのでしょうか。事故のあった場合は、速やかに市町村、利用者の保護者に連絡、対策実施、記録を取る、原因究明と再発防止の徹底とあります。このような不祥事、苦情処理等にどのように対応してきたかお聞かせください。

以上で最後の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時33分）

（再開 午後 2時33分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

苦情等につきましては、子供が大勢で毎日生活をしているところですから、いろいろなことが起こります。その苦情につきましては、またいろんな苦情等ありますけども、当然指導員のほうからまずお聞きして、その後、すぐに私どもの生涯学習課のほうへこういったことがありましたと報告が入ります。それをまた生涯学習課のほうで文章にまとめて、次長、教育長もしくは町長のほうまで報告をさせていただいております。

事故等、けが等につきましては、こちら発生した場合は症状等を把握いたしまして、当然、大きいけがの場合はすぐに救急車等呼んで対応いたしますけれども、応急処置を行って、こちら事務所の生涯学習課のほうと保護者のほうにすぐ連絡をして、病院で治療を受けた場合には、保険対応とさせていただきます。

件数につきましては、事故につきましては、今年度は保険対応したような案件はございません。令和4年度では2件、令和3年度では1件、令和2年度も1件というふうに少数の件数となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「保健・福祉の総合相談窓口の設置について」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 本日2回目の質問となります。「保健・福祉の総合相談窓口の設置について」質問いたします。

本年9月定例会における私の一般質問において、町長は、令和6年度に開設を予定している保健・福祉の総合相談窓口において、住民の皆様の抱える悩み事や困り事にしっかりと耳を傾け、思いに寄り添ってお伺いし、その解決に向けて各関係機関と密に連携しながらワンストップで対応することとしていますと答弁されました。

そこで、次のとおりお尋ねします。

1点目、このたびの保健・福祉の総合相談窓口の設置に係る基本理念について、具体的にお答えください。

2点目、今回の設置については、これまでに受付窓口で発生したトラブルや、議会で指摘された問題点等を徹底的に分析した上で改善し、高齢者、障害者をはじめ、窓口を訪れる住民の皆さん誰もが簡単で分かりやすい行政手続のシステム化を図る必要があると思います。そのためには、本町が積極的に推進しているDX（デジタル・トランスフォーメーション）を積極的に活用し、他の自治体において例を見ない画期的なシステムの構築を期待しているところであります。本件におけるDXの活用について、坂町としてどのようにお考えなのかお答えください。

3点目、今後の設置計画の具体的なスケジュールについて、どのようにお考えなのか、その詳細をお答えください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「保健・福祉の総合相談窓口の設置について」の件についてお答えをいたします。

まず、御質問1点目の、保健・福祉の総合相談窓口の設置に係る基本理念についてでございますが、高齢者の方や障害をお持ちの方、全ての住民の皆様に対し、分かりやすく利用しやすい総合相談窓口を設置し、9月の定例会で答弁をさせていただきましたとおり、住民の皆様の抱える悩み事にしっかりと丁寧な耳を傾け、思いに寄り添ってお伺いをし、その解決に向けて関係機関と密に連携をしながら、ワンストップで迅速に対応することを基本理念といたしております。

御質問2点目、本件におけるDXの活用についてでございますが、相談にお越しいただく町民の皆様の利便性やプライバシー保護の向上などを目指し、相談予約システムやスマートフォンを活用して、相談先や必要な手続を案内するシステムの導入を検討しています。

また、相談記録に関して業務の効率化、役場内外の関係機関等との連携・協働がスムーズに進むよう、相談記録システム構築の検討を行っているところでございます。

御質問3点目の、今後の設置計画の具体的なスケジュールについてでございますが、昨日の一般会計補正予算で議決をいただきました、庁舎1階の民生課の向かい側に総合相談窓口のコーナーを年度内に設置が完了するよう迅速に着手し、職員配置の検討や対応する職員のさらなる専門的知識の向上にも引き続き努め、令和6年4月から保健・福祉の総合相談窓口を開設をいたします。

この保健・福祉の総合相談窓口の開設が坂町第5次長期総合計画におけるまちづくりの基本理念である「誰もが健康で、明るい笑顔があふれる福祉のまちづくり」を実現するための大きな一歩となるよう、私が先頭に立ち、職員全員が一丸となり、温かみのある行政運営に鋭意取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 町長の力強い答弁をいただきました。

設置に関する予算であるとかスケジュールというのは有限ですが、町行政、職員の方、議員もそうですけど、このアイデアは無限であります。DXに対して取り組んで、そしてよりよいものにするという町長の本当に力強い答弁で、これからは住民目線、特に障害をお持ちの方、高齢者の方の目線に立って、そして何よりも分かりやすい、

そしてプライバシーが守られる、そういった総合相談窓口となりますことを強く期待しております。

最後に、先ほど力強い御答弁をいただいたわけですが、チーム、そして組織として取り組んでいかれるという町長の決意を、もう一度、お聞かせいただいて、質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど申しましたように、やはり住民のいろいろな悩み事、いろいろなことがあろうかと思えます。それをこの相談窓口で受け止めて、それを迅速に対応していくと、そういう窓口にしていきたいという思いの一念でございます。やはり誰もが安心して暮らせるまちづくり、その基本に立つ窓口に成長させていきたいと、そういうふうな思いでいっぱいでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から、提案「自転車ヘルメット装着日本一を目指して」について質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 提案「自転車ヘルメット装着日本一を目指して」の件で質問させていただきます。

令和3年9月定例会における私の一般質問で、自転車保険を全町民に加入いただき、被害者になった場合の保護や、加害者になると高額な賠償支払い義務を補填することを提案しました。答弁は、広島県が条例制定に動き、検討を進めていること、保険は自動車保険など町民独自に付随した保険に加入いただきたいこと、県条例制定後は町としては検討をするという答弁をいただいた経緯がございます。

ところで、当時から一年半余り経過し、県条例が令和4年10月6日に制定され、ヘルメット等は努力義務化され、令和5年4月1日からは自転車保険加入が義務化されました。

警察庁はホームページで令和5年7月時点の県別の着用率を公表しました。全国平均は13.5%、広島県は6.6%、坂町においては奮起を期待するところです。

1点目、今まで坂町としてどのような動きをしてきたかを伺います。

2点目、「自転車ヘルメット装着日本一を目指して」をテーマとして実施したらどうかという提案をさせていただきます。

3点目、手法として、ヘルメットをまず高校生、中学生、小学生に対し、現物給付

や2千円の補助券を提示することはどうでしょうか。

4点目、ヘルメットを装着した人に自転車保険（独自加入）を町補助で実施することはいかがでしょうか。

5点目、ヘルメット補助プラス保険加入により、予算は幾らかを試算提示いただきたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「自転車ヘルメット装着日本一を目指して」につきましてお答えをいたします。

令和5年4月1日から「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定をされ、万が一の事故に備え、自転車保険の加入の義務化及び道路交通法一部改正により、自転車事故による被害を軽減するために自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となりました。

御質問の、坂町としてどのような動きをしてきたのかにつきましては、自転車保険の義務化やヘルメット着用の努力義務化に関することを広報誌やdボタン、ホームページ等を活用し、周知をまいりました。

次に、自転車ヘルメット装着日本一を目指してでございますが、ヘルメット装着の啓発を行うとともに、関係機関と連携し、交通安全の取組を引き続きしっかりと行ってまいります。

3点目の、ヘルメットの現物給付や補助券を提示してはどうかにつきましては、ヘルメットは種類や価格も様々であり、個人の嗜好も強いことや、既に購入されている方との不公平感があることから、町からの現物給付や補助については考えておりません。

4点目の、ヘルメットを装着した人に自転車保険を町補助で実施することにつきましては、広島県の条例で、自転車利用者は自転車損害賠償保険等に加入しなければならないと定められており、義務化された個人の保険加入に係る町独自の補助金制度等は現在のところ考えておりません。

5点目の、ヘルメット補助と保険加入による予算は幾らかにつきましては、ヘルメット及び保険は価格が様々でございますし、自転車の台数も不明確であることから、試算することは困難でございます。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） この1点目の周知は当然あるべきなんですね。当然、広報誌やdボタン、ホームページなどを活用して周知していきますというんですけど、これじゃとても足りないですよ。

今、私が知りたいのは、数字が一切載ってなくて、ちょっと装着率とかいうことの質問をしようと思うんですけども、まず、坂町で流通自転車、ヘルメット対象自転車みたいなものというのは何台あるんですか。分母の数字ですけど、その辺の数字をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

自転車の台数ということでございますが、広島県防犯連合会広島県自転車協同組合のほうに坂町の自転車の台数をお聞きしたところ、集計は取ってないということなので、不明でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっとあと何台という言われたんですかね。ちょっとその辺をはっきり確定しながら臨んでいかないと、装着率とかなんかいうのが出てこないと思います。

それから、今、装着率の件ですけども、警察庁のホームページによれば、いつ時点とかなんかみんな動いてますんで、ある時点によれば、ヘルメットの着用率というのが愛媛県は59.9%で、えらい全国上位におるということで、今さっき全国平均は13.5%とあります。

今回、私が朴訥なテーマをささげたのは、町長が全国町村会会長就任を祝って、県下一になったり、全国一を狙えばどうかという意味でこの朴訥なテーマを掲げたんですけども、担当部署が予算を獲得して、一気にこの辺の数字を短期決戦でやってみればどうかという提案なんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

日本一を目指してヘルメットの着用のことなんですけども、ヘルメットに限らず、

交通安全全体を啓発してまいりたいと思いますので、こういうことで答弁させていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） だから数字を挙げないと着用率は出てこないんですよ。これはやっぱり一つの目標値があって、やっと何%に至ったよということになるわけで、そのことを再度また確認するんですが、例えば今のヘルメットの現物給付や補助券は提示してはどうかという質問をさせてもらったんですが、例えば種類や価格は様々ある、これは知ってますよ、みんな。現物給付は難しい、これは分かるんですね。補助券を出すことというのはいかがでしょうか。今、情報によれば、例えば三原市では2千円の補助金を出していたりしてるんです。補助券の相場いうたら、全国的には確か2千円ぐらいのものと調べてるんですが、この辺の補助券を出すということについてはどんなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

今朝も新聞に補助券を出すというのが出ておりましたけれども、出しておる市町では二千円が大体平均的なものというのは承知しております

自転車を買うときにヘルメットも同時に買うようにすればよろしいんじゃないかと思しますので、二千円の補助は考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 買うときに補助券を出せば、ヘルメットも一緒に同時に買うんじゃないですか。ちょっと断り文句ばかり先行して残念ですけども、補助券を出す町が増えてくると思います。

それから4点目の件は、自転車保険の件で、以前、ちょっと質問した内容なんですけども、自転車の独自保険というのは確か二千円弱か1,500円か1,300円、独居老人が1人で入る場合はつまり1,300円か1,500円ぐらいだと思います。2千円弱ぐらいだったですね、現状ですね。

それから自動車の付随保険がありますね、自動車についてくる付随保険。これは幾らの算定は難しいんですけども、これを含めて、例えばこれも千円程度の補助制度を

つくって、これは義務化だから必要ないという言われたんですかね。だけど、やっぱり一体となって、その辺のことをやればいかがでしょうかという提案でございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

先ほど来から数字がないということで非常に御心配されているところなんですけども、議員さんが全国平均13.5%とか、広島県が6.6とか、愛媛が59.9という数字を把握されとってんですけども、あれは本当一部の駅の利用の多い時間帯を朝と夕方に調べたものであって、坂町の何台おるかとか、そういったものは物すごく数値としては出にくいものと思います。

また、今、保険の話が出ましたけども、こちらのほうも義務化されましたけども、罰則規定はないということなんですね。罰則規定がないというのも、その地域に何台自転車がおるか分からんから、やっぱり罰則規定もなかなか設けることができないということでありました。

自転車保険の話になりますけども、こちらのほうは賠償に関する補償と、御自身がかがをされた補償と、この2種類がありまして、今、付随されとる保険と言われますのも、自動車保険とか火災保険にこの個人賠償責任保険というのがついたりするんですね。ですから、どれぐらいの方が、車がある方で家族で全員がその保険に加入されとるとか、いろんな保険がありますので、なかなかこれに対して、個人の保険ですし、町が補助を出すというのは難しいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 結局、前向きにヘルメットの着用をどうするかということがやっぱり担当部署でも推進していかなきゃいけんわけですよ。だけどそれは根底いか、警察庁が発表するんだから、一つの根拠があると思うんですよ、これらの数字はですよ。安易にこうじゃこうじゃいうて根拠がない数字は出してないと思うんです。私は調べてもちろんないんですが、ホームページとかなんかを全部調べたら、そういうことを言ってるわけで、それを否定するようなことを言ってもしょうがないですよ。やっぱりそれは分からんから、分からんとか、あるいは駅前で測るいうのもやっぱり一つの指標があるから、いいですか、何%つけてるとか、100台のうちに何%つけ

てるかと、そういうような一つの方程式に基づいてやってるわけですから、何もできないよ言うたら、それは話にならんですよ、これ、装着率ということについて。だからそのことで今のちょっと反論ですけど、それで、今、こういうような実績もあるんですよ。ヘルメットの着用をどのように推進していくかということで、ちょっと提案的になるんですけども、そういう抽象的な表現じゃなくて、例えばこういうネットニュースがありました。乗車中の死傷者の着用率を年齢別に見ると、要はけがした人の着用率を年齢別に見ると、中学生が43.1%と多いんで、例えば中学生を狙っていうか、照準を合わせてヘルメットをつけるように指導していくとか、町としてですよ、2番目に高校生が9.6で少ないんですけど、次に来るのが小学生が31.5%、全部で74%ぐらいが坂町内におられる人の自転車を持ってる死傷者の中の数字なんですよ。だから、例えば中学校とか小学校に働きかけて、やはりお金は出すか出さないかは別ですけども、そういう働きをして、手法を取っていくほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

ヘルメットの着用を上げるということで、これからもどんどんそういったPRのほうに取りかかっています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時58分）

（再開 午後 2時59分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 毎年、小学校におきまして交通安全教室を行っております。そのときに自転車も出るんですけども、そこで自転車のヘルメットをかぶりましょうという啓発もしていきますし、また、町内にもそういった広報なりと、dボタンなりとで啓発を行っていきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「役場職員の接遇能力の向上について」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 本日、3回目の質問となります。「役場職員の接遇能力の向上について」質問させていただきます。

本年7月、本町の吉田隆行町長は、広島県内の首長としては初めて全国町村会長に就任されました。全国926町村を代表する首長をいただく坂町役場についても、全国一の役場となることが期待されるところであります。

このような中、ある高齢者の方から「役場の職員は、多分、自分では丁寧に説明しているつもりだと思うが、早口での説明や、今はマスクをしていることもあり、聞き取りにくい。はっきりと大きな声で対応してほしい。また、次から次へと説明されるので、私たち年寄りにはよく分からないときがある。こうしたことは、福祉関係の窓口だけで起きている問題ではなく、どの窓口でも同じように起きていると思う」という意見が私に寄せられました。

役場はこうした問題の発生を未然に防ぐために、職員に対して接遇能力研修を毎年実施していると伺っています。

そこで、次のとおりお尋ねします。

1点目、令和5年度の接遇向上研修を受講した本町職員の受講人数と、全職員を100とした場合の受講した人数の割合をお答えください。

2点目、本年度の研修の内容についてお答えください。

3点目、接遇については、管理・監督者を含めて全職員を対象にして研修を実施する必要があると思いますが、本町の研修の実態はどのようになっているのかお答えください。

4点目、高齢者に対しては聴力や判断力の低下など、高齢者の特性に合わせた接遇が特に重要であると思います。さきに述べたような意見が高齢の住民から出ている以上、今後、こうした点に配慮して接遇研修に取り組んでいく必要があると思いますが、いかがお考えかお答えください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「役場職員の接遇能力の向上について」の件についてお答えをいたします。

町が行政サービスの提供を行うに当たりましては、地域密着、住民密着を常に念頭に置き、分かりやすく丁寧で気持ちのよい対応を行い、住民から信頼され、親しまれる役場となるよう、職員一人一人が坂町の代表という自覚を持って接遇を行うことが重要であると考えております。

御質問1点目の、令和5年度の接遇向上研修受講者数と受講者の割合についてでございますが、受講者数は33名で、割合としては33%となっております。

御質問2点目の、本年度の研修内容といたしましては、民間企業での接遇研修、心の健康セミナー、DXに対する理解と実践意識の向上研修、アンガーマネジメント研修（感情の管理方法）を実施をいたしております。

御質問3点目の、全職員を対象とした接遇研修は令和2年度に実施をいたしております。

御質問4点目の、高齢者に配慮した接遇研修についてでございますが、職員には認知症に対する研修を実施をしており、高齢者の特性、認知症に対する理解等の知識の習得に努めております。窓口対応での様々な御意見もございますが、町といたしましては、全職員が接遇の基本である誠意ある対応、親切で丁寧な説明、相手の立場を考慮した対応を意識し、引き続き接遇の向上に取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 再質問いたします。

今回、私が一番申し上げたかったことは、接遇能力の向上というのは、常に窓口立つ一般職員や会計年度職員といった第一線で働く職員だけの問題ではないということです。このことを管理監督職員の皆さんに再認識していただきたい。私自身も地方公務員でしたが、接遇研修は管理監督職自身が公務員の基本に立ち返る絶好の機会であると考えています。

そこで、総務課長が一番お詳しいのではないかと思いますので、ちょっとお尋ねしますけれども、令和2年度には全職員に対して接遇の向上研修をされたというふうに先ほど町長の御答弁いただきましたけれども、これはどうして毎年やらないんでしょうか、お答えください。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

やはり管理監督職も含めまして、待遇向上研修を一度にやるということになりますと、1日、2日かけて全職員が100名程度のところであります。その中で窓口対応等も含めまして、なかなか全職員を対象とするというのが難しいところがございます。

令和2年度に実施いたしまして、その後は引き続き新規採用職員や若年層を中心にした待遇マナーの研修は行っております。

また、管理監督者といいましても、やはり年数を重ねた職員でございます。窓口対応を全然しないということではございませんが、その辺りは、幹部、部長以上も含めまして、日頃からそういった待遇の向上であるとか、そういったところは常に意識しながら研修を行う、毎年行わないんですけれども、我々は常に念頭に置きながら、住民の方に対するサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 予算であるとか、今、おっしゃったようなスケジュールであるとか、どうしても日常業務に影響があるようであれば、それはできないというのはあると思いますけれども、できるだけというか、令和2年度にやった後、ずっとやらないというような状況はちょっと好ましくないというふうに思うんですけれども、幾ら職員の待遇能力を向上させても、やはりどこでもそうですが、苦情というものは起こると思っております。

これも一番詳しいのが恐らく総務課長だと思いますけれども、役場の記録に残るもので結構ですけど、令和4年度において、そういった職員の対応であるとか待遇についてが原因で発生した住民からの苦情というのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○総務課長（西谷伸治君） お答えいたします。

すみません、数字の方はあれなんですけれども、坂町のほうでは苦情のみならず、要望に関する事項のものにつきましては、必ず上層部のほうにこういった要望等があったというのは回って、幹部のほうに目に留まるようにしております。その中で、議員さんおっしゃった窓口での対応での町の職員があまりよろしくない対応を行ったというのは、福祉部門、1階の担当というか課のほうから、令和4年度に私のほうが受け取ったという事象はございませんでしたので、その旨、御報告させていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） すばらしいですね。苦情がないという。私も一般職員のとときには大変な状況で対応した思いが幾たびもあったわけですが、そういった住民から苦情があった場合に、先ほど申しましたように、第一線職員の個人の責任に終始するというのは大変遺憾でありまして、また、困っている職員を見て見ぬふりというのも、要するに苦情に対して組織、部、課、室、係というチームで対応していただきたいと思ってるんですね。最終的にはそれがよりよい住民対応につながるというふうに考えておりますが、今はないということでしたが、チームで取り組むという組織風土の醸成については、総務部長、どのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 車地総務部長。

○総務部長（車地孝幸君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、今、総務課長のほうもありましたけども、職場の研修につきまして、令和3年度以降、実施しておりませんが、課長以上の職員につきましては、毎週月曜日、会議を開催し、その会議では各課の1週間の行事予定等を情報共有した後、また、地域密着、住民密着の行政サービスの在り方について、毎週、確認をいたしております。

その中で、時には窓口対応のことも話題になっており、職員の接遇能力の向上に努めているところでございます。その会議の内容につきましては、その後、各課長が各課に持ち帰り、ミーティングをしており、係員に伝え、職員の接遇能力の向上に努めているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 最後の質問とさせていただきます。

今の御答弁のとおり、大変組織的に取り組んでいるということで、チーム坂町として住民対応日本一の坂町役場に既になっているかもしれませんが、しかし、漫然としてもいられません。いま一度、本件に対する町長のお考えをお聞かせいただいで、最後といたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 私の答弁でも申しました、あるいはまた、総務部長、総務課長も答弁をいたしましたけれども、これからもやはり地域密着、住民密着を一丁目一番地の行政サービスとして取り組むためには、親切、丁寧な住民対応をしていくことが

一番だというふうに思っておりますので、それが実現できるような組織を維持、発展させるために、これからも鋭意、私以下、全職員が一丸となって取り組んでいきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 引き続き、4番池脇雅彦議員から「町内に敷設されている水道管の老朽化について」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 本日、4回目の質問となります。そして、本定例会最後でございますけども、一般質問をいたします。

「町内に敷設されている水道管の老朽化について」お尋ねします。

本年10月1日、大竹市において、同市の上水道供給戸数の73%に当たる約9,100世帯において大規模な断水が発生しました。大竹市の発表によれば、断水の原因は排水管の破損による漏水により発生したものであり、当該の排水管は昭和20年以前に敷設されたものと見られ、漏水の原因は老朽化であると考えているとのことでした。大竹市は敷設から80年近くを経過していることとなりますが、厚生労働省によれば、水道管路の法定耐用年数は40年とされています。報道によれば、全国的に水道管破損事故が相次いでいることから、広島県内の自治体も対策に腐心していることが伝えられました。

また、2021年度末の県内各市町の敷設40年を超えた老朽管の割合も併せて発表され、最大は大竹市の47.2%、最小は庄原市の1.6%であります。このうち坂町と府中町は広島市水道局の給水区域であります。広島市は包括的に26.8%と発表されており、坂町と府中町については、老朽管の割合が個別に発表されていません。

そこで、お尋ねします。

1点目、町内の水道管の敷設について、敷設時期、老朽化に伴う交換時期などを適確に把握していますか。その現状をお答えください。

2点目、大竹市の大規模な断水事案を挙げるまでもなく、水道管の漏水における断水事故は、いつ、どの程度の規模で発生するか分かりません。本町はこうした事故を未然に防ぐために、今後、どのような施策を講じる予定であるかをお答えください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内に敷設されている水道管の老朽化について」の件につい

てお答えをいたします。

坂町の上水道は広島市水道局が事業主体で配水を行い、安全でおいしい水の供給、水道施設の更新・改良、災害対策の充実を主要施策と掲げ、計画的な施設整備を推進をしているところでございます。

御質問1点目の、町内の水道管の敷設時期、老朽管に伴う交換時期などを的確に把握していますかについてでございますが、まず、広島市としては水道管路維持保全計画に基づき、材質的に強度が劣る普通铸铁管、ビニル管、老朽化の著しい鋼管について、優先的に更新を推進しているとのことで、坂町内におきましても、同様の取扱いであるとのことでございます。

それ以外の近年埋設されたダクタイル铸铁管や鋼管の実際に使用できる年数は、漏水事故の発生状況から見ても、法定耐用年数より長いと考えられますことから、広島市では管の種類や埋設されている地盤の性質などの区分ごとに使用年数基準を定め、更新の平準化を図っているとのことでございます。

また、坂町内に敷設している水道管の敷設時期は高度成長期である昭和40年から50年代の設置が多く、広域断水など影響が高い箇所や漏水事故があった箇所を対象に計画的な更新を進めていると伺っており、今年度は上条地区内の昭和40年代に敷設された管について更新されています。

御質問2点目の、断水事故を未然に防ぐために、今後、どのような対策を講じる予定であるかについてでございますが、管路の点検・調査を2年から4年に1回の定期的な実施により、事故を未然に防ぐための対策を行っているとのことでございます。

また、断水の影響を最小限に抑える対策として、網目状に管路を敷設することや修理に時間がかからないような維持修繕体制、断水時には応急給水ができる体制を整えているとのことでございます。

引き続き、町といたしましても、広島市水道局と連携して、住民生活の基盤である水道施設について万全を尽くしてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 数週間前ですかね、上条地区の工事について、私も現場のほうへ行って確認しております。大変な工事だなというふうに見ておりましたけども、水道、ガスはライフラインのうち、電気と異なって、そのインフラについては地中に

水道管、ガス管を埋設されていることから、特に水道管については、管の位置、接続、分岐、劣化状況が分かりにくいとされていると、このように聞いてます。

水道管路がいつ、どこに埋められたのか、いつ、どのように補修されたのかを、そういうものを記録することを台帳管理と呼ぶそうです。

そこでお尋ねしますが、坂町はこの台帳を保有していますか、お答えください。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

坂町にございます水道管路の埋設状況につきましては、毎年、水道局から坂町内の水道管の位置を示したDVDを頂いて、その台帳の図面で把握をいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 今、それを聞いて大変安心いたしました。

今、ちょっと調べてみますと、それこそDX、特にAIでそういった管路のどこが、今、どのような状況であるかというのを予測して、そこを掘って調査するというようなこともやっているそうです。

今後、もし大竹市のような事案が発生した場合、坂町はやはり広島市と連携を図りながら対応していくのではないかと思うんですけども、この手順などのマニュアルはあるでしょうか、お答えください。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

広島市水道局と府中・坂地区水道整備協議会という会を設けてございます。その中で、当年度の計画、また、来年度の計画、今年度の実績等、町の道路の新設に伴う要望でございますとか、そういった会を年に2回ほど設けてございます。その中で広島市水道局とも連携を取りながら図っているところでございます。

マニュアルにつきましては、町のほうではそういった漏水事故に対しましては、すぐに、今、坂町の管轄でございます東部管理事務所のほうへ緊急連絡をさせていただいて、対応をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 最後にしたいと思っております。

今回、やはり一番お伺いしたかったのは、こういった全体の運営については確かに広島市水道局がイニシアチブというか、管理の責任を負っているわけですが、そこへ町内のことについても、やっぱり町として知っておかなければならないことは把握していただきたいということがあります。

それと、今回、水道管についてお伺いしましたが、同じようにガス管もその実態を把握していただきたいというふうに思っております。これもまたガスの事業者などとの連携になると思いますけども、そうした意味で、ライフラインの事故防止について、今後、しっかり対応していただきたいと思っています。

今年最後の御答弁になると思いますが、町長、今日は水道管ですけども、これの敷設についての対応について、ぜひ力強い御答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども答弁で申しましたとおり、坂町は水道事業は広島市のほうに委託をいたしております。そういう中で、広島市水道局さんのほうも、広島市エリアだけではなく、府中町、坂町も委託しておるわけでありまして、同じような対応をしてもらっておるというふうに認識をいたしております。

西日本豪雨災害の折も素早い対応もしてもらっておりますし、そういう面では、お互いに信頼をしながら、協力をしていながら、これからも安全な水が事故もなく供給されるように、一体となって取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本定例会の会期は12月7日までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

最後に、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和5年第10回坂町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

これからますます寒さも厳しくなっていますが、皆様方におかれましては、御自愛をくださいませ、御多幸な新年をお迎えいただきますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和5年第10回坂町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後3時26分）